官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三一）　三
○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三三二）　八
○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三三）　八
○海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三四）　九
○港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三五）　九
○港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三六）　九
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三七）　一〇

〔省　令〕
○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一二四）　一八
○港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通九一）　二〇

〔規　則〕
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委一七）　二六
○個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（個人情報保護委二）　二七

〔法規的告示〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件（個人情報保護委一二）　二九
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同一三）　二九
○産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の一部を改正する件（経済産業一三八）　三〇

〔その他告示〕
○公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の全部を改正する件（文部科学一一四）　三
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通八九五）　三七

〔官庁報告〕
国家試験
令和七年度司法修習生採用選考公告（最高裁判所）　四〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四一

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇四
一〇七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十一号）（国土交通省）

道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の施行期日は、令和七年十月一日とする。

◇道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三百三十二号）（国土交通省）

第１　道路法施行令の一部改正

１　国土交通大臣が道路管理者に代わって重要物流道路等と交通上密接に関連する防災拠点自動車駐車場の管理を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定める。（第一条の七第九項及び第五条の四第一項関係）

２　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示について定める。（第二条関係）

３　道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、当該道路の道路管理者に代わって行う権限を定める。（第五条関係）

４　脱炭素化施設等として、太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの等を定めるとともに、それぞれの脱炭素化施設等について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であっても道路の占用の許可を受けることができる場所を定める。（第十六条の二関係）

５　その他所要の改正を行う。

第２　道路整備特別措置法施行令の一部改正

１　高速道路会社又は公社が行う道路の管理についての道路法等の規定の適用について、技術的読替えを定める。（第十五条及び第十六条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

自動運行補助施設等の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準を定める。（第五条関係）

第４　関係政令の一部改正

高速自動車国道法施行令、宅地建物取引業法施行令及び日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令について所要の改正を行う。

第５　附則

１　この政令は、一部の規定を除き、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。

◇公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百三十三号）（文部科学省）

１　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第三十二条の四第三項において、政令で定めることとされている審議会等を中央教育審議会とする。（第一条関係）

２　公立の義務教育諸学校における主務教諭の定数の算定に関し、短時間勤務の職を占める者の数への換算の方法を定める。（第三条関係）

３　公立の高等学校における主務教諭の定数の算定に関し、短時間勤務の職を占める者の数への換算の方法を定める。（第三条関係）

４　主務教諭を都道府県教員算定基礎定数等の算定対象となる職種に含める。（第三条関係）

５　国立大学法人における主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）又は主務保育教諭の任命、免職又は降任に関しては、大学総括理事の申出に基づき行うようにする。（第四条関係）

６　公立大学法人の理事長とは別に学長が任命されている公立大学における主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）又は主務保育教諭の任命、免職又は降任に関しては、学長の申出に基づき行うようにする。（第五条関係）

７　中央教育審議会がつかさどる事務に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第三十二条の四第三項に係る事務を加える。（第七条関係）

８　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第三十二条の四第三項に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する分科会を、初等中等教育分科会とする。（第七条関係）

９　その他、所要の改正を行う。

10　この法律は、一部を除き、令和八年四月一日から施行するものとする。（附則関係）

◇海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百三十四号）（国土交通省）

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十五号）（国土交通省）

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

◇港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百三十六号）（国土交通省）

第１　港湾法施行令の一部改正

１　職権の委任

協働防護計画についての助言に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとする。（第二十二条関係）

２　その他

その他所要の改正を行う。

第２　宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方等に説明させなければならない法令上の制限として、協働防護協定及び災害応急対策港湾施設使用協定に係る承継効に関する規定を追加する。（第三条第一項第二十三号関係）

第３　その他

その他所要の改正を行う。

第４　施行期日

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百三十七号）（こども家庭庁）

第１　児童福祉法施行令の一部改正

１　保育士試験に係る指定試験機関の欠格事由として、申請者が、地域限定保育士試験に係る指定地域試験機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること及び申請者の役員のうちに、認定地方公共団体の長による命令により指定地

域試験機関の役員を解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者に該当する者があることを追加する。（第七条関係）

2　保育士試験に係る指定試験機関の指定を取り消さなければならない事由として、申請者の役員のうちに、認定地方公共団体の長による命令により指定地域試験機関の役員を解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者に該当する者があることを追加するとともに、指定試験機関の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる事由として、認定地方公共団体の長により地域限定保育士試験に係る指定地域試験機関の指定を取り消されたときを追加する。（第十二条関係）

3　保育士登録及び地域限定保育士登録の申請に関する規定を整備する。（第十六条、第二十条の二関係）

4　地域限定保育士試験委員の選任に関する規定を整備する。（第二十条の三関係）

5　認定地方公共団体の長による地域限定保育士試験に係る指定地域試験機関の指定に関する規定並びに指定地域試験機関の指定を取り消さなければならない事由及びその指定を取り消し、又は期間を定めて地域試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる事由に関する規定を整備する。（第二十条の五関係）

6　地域限定保育士に係る指定地域試験機関及び地域限定保育士登録証について、保育士に係る所定の規定を準用するとともに、所要の読替えを行う。（第二十条の六関係）

7　都道府県が処理することとされている被措置児童等虐待に係る措置に関する事務の一部について、児童相談所設置市の事務とする。（第四十五条の三関係）

8　その他所要の改正を行う。

第２　地方自治法施行令の一部改正

1　都道府県が処理することとされている被措置児童等虐待に係る措置に関する事務の一部について、指定都市等の事務とする。（第百七十四条の二十六、第百七十四条の四十九の二関係）

2　その他所要の改正を行う。

第３　その他

その他関係政令の整理を行う。

第４　施行期日等

1　この政令は、一部を除き、令和七年十月一日から施行する。（附則第一条関係）

2　所要の経過措置を定める。

政　令

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十一号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十月一日とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十二号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項並びに第二十七条第二項及び第五項、同法第三十二条第一項第七号、第三十三条第二項第三号及び第三十九条第二項本文（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第四十八条の二十二第三項及び第四項、第四十八条の二十九の五第二項及び第三項、第五十三条第一項並びに第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第五項及び第五十四条第一項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第五条第二項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改める。

第一条の七第一項の表一の項中「第六項」を「第七項」に改め、同表五の項中「第五十一条」を「第四十八条の二十九の五第一項、第五十一条」に改め、「第五十三条第一項」の下に「、第八十五条第四項」を加え、同表中十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、同表十一の項中「第五十条第八項」を「第五十条第九項」に改め、同項を同表十二の項とし、同表十の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項中「第五十条第七項及び第八項」を「第五十条第八項及び第九項」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項の次に次のように加える。

九	第四十八条の二十九の五第一項	都道府県若しくは	都道府県若しくは指定市若しくは	都道府県若しくは指定市以外の市若しくは

第一条の七第二項の表一の項中「第五十一条」を「第四十八条の二十九の五第一項、第五十一条、第八十五条第四項」に改め、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五	第四十八条の二十九の五第一項	都道府県若しくは	都道府県若しくは町村若しくは

第一条の七第三項の表四の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第五十六条」を「第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十六条」に改め、同表十一の項を次のように改める。

十一	第四十八条の二十三第五項、第四十八条の六十七	道路管理者は	道路管理者等は

第一条の七第三項の表中二十九の項を三十一の項とし、十八の項から二十八の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十七の項中「第五十条第八項」を「第五十条第九項」に改め、同項を同表十九の項とし、同表十六の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十八の項とし、同表十五の項中「第五十条第七項及び第八項」を「第五十条第八項及び第九項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表中十四の項を十六の項とし、十三の項を十五の項とし、十二の項を十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四	第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、

第一条の七第三項の表十一の項の次に次のように加える。

十二	第四十八条の二十三第五項	市町村長を	市町村長又は当該歩行者利便増進道路の存する指定市以外の市町村の長を

第一条の七第四項の表三の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加え、同表四の項中「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同条第六項の表九の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加え、同表十一の項中「第四十八条の二十九の七第一項」を「第四十八条の二十九の八第一項」に改め、同条第七項中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同条第八項中「十三の項、二十の項及び二十二の項」を「十五の項、二十二の項及び二十四の項」に改め、同項の表二の項中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同表五の項中「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同表七の項中「第七項」を「第八項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　法第四十八条の二十九の五第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用については、第四項（同項の表一の項（第二条第二項第八号及び第九号に係る部分を除く。）、二の項、三の項（第三十三条第二項第四号及び第三項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の四十九第二号並びに第七十二条の二第二項に係る部分を除く。）、四の項（第三十三条第四項、第四十八条の二十三第六項及び第四十八条の二十六第二項に係る部分を除く。）、五の項（第三十九条の二第一項に係る部分に限る。）、六の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七　法第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築若しくは修繕に関する工事

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第十七号」を「第四十一条第二項第十八号」に改める。

第四条第一項第七号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同項第三十二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改める。

第四条の二第一項第五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第九十五条の二第二項前段」を「第九十五条の二第二項前段」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第五条中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改め、同条第五号中「第四十八条の二十九の六第三項」を「第四十八条の二十九の七第三項」に改める。

第五条の三第一項第二号中「第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号」を「第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号」に改め、同項第六号中「第九十五条の二第二項本文」を「第九十五条の二第二項前段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の四　法第四十八条の二十九の五第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一　第四条第一項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十九号まで、第二十四号、第三十号から第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十三号まで、第四十五号及び第四十六号に掲げる権限

二　第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第八号、第十三号及び第十六号に掲げる権限

三　前条第一項第四号に掲げる権限

四　法第九十五条の二第一項（法第四十五条第一項の規定により道路に区画線を設けようとするとき、法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び横断歩道橋又は自動車駐車場を設けようとするときに係る部分に限る。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

2　国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

3　国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定により告示された管理の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該管理の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第六条第一項第一号中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同項第二号及び同条第四項第二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第五項第三号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同項第六号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第六項第一号中「第十九号、第二十一号から第二十四号」を「第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条第八項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改め、同項第一号中「第四条の二第一項第三号」の下に「及び第十四号」を加え、同条第九項第二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同条第十項中「第十九号、第二十一号から第二十四号」を「第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　国土交通大臣は、法第四十八条の二十九の五第二項の規定により道路管理者に代わって次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一　第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる権限

二　法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは法第三十九条の六第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

第七条第十四号中「防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第十六条の三第二号イ」を「第十六条の四第二号イ」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　道路の附属物である自動車駐車場又は特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設（前号に掲げる施設を除く。）

第十条第一号中「及び第十一条の九第一項」を「、第十一条の九第一項及び第十六条の二」に改め、同号イ(4)中「並びに第十一条の十一第一項第一号」を「、第十一条の十一第一項第一号並びに第十六条の二第一項及び第四号」に、「第十六条の二第一号」を「第十六条の三第一号」に改める。

第十一条の七第一項第一号及び第二号中「第十六条の二第四号」を「第十六条の三第四号」に改める。

第十六条の三中「第三十三条第二項第四号」を「第三十三条第二項第五号」に改め、同条第三号中「第七条第十四号」を「第七条第十五号」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十六条の二中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（脱炭素化施設等）

第十六条の二　法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は次の各号に掲げるものとし、同項第三号の政令で定める場所はそれぞれ当該各号に定める場所とする。

一　太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの　地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面（のり）並びに側溝上の部分の地上を除く。次号において同じ。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

二　自動車に動力源としての電気を供給するための工作物又は施設　地上、地下、トンネルの上又は高架の道路の路面下

三　自動車に燃料としての水素を供給するための施設　特定連結路附属地又は道路の附属物である自動車駐車場若しくは特定車両停留施設の地上

四　高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの又は第十一条の十一第一項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するもの　地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面（のり）、側溝上の部分並びに分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の地上を除く。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

第十七条中「第三十三条第二項第五号」を「第三十三条第二項第六号」に改める。

第二十条中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第二十三条第六項及び第七項」を「第二十三条第七項及び第十項」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「第二十三条第五項及び第七項」を「第二十三条第六項及び第十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十三条第四項及び第七項」を「第二十三条第五項及び第十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣が指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合における都道府県が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第四項及び第十項において「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」という。）とする。

第二十一条に次の二項を加える。

7　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事に限る。）を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額から当該費用の額（収入金があるときは、当該費用の額から当該収入金の額を控除した額。第二十三条第八項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額」という。）に法第五十六条に定める補助率を乗じて得た額に相当する額を控除した額（第二十三条第八項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額」という。）とする。

8　国土交通大臣が都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事を除く。）を行う場合における都道府県又は市町村が法第五十三条第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、当該管理に要する費用の額に相当する額（第二十三条第九項及び第十項において「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」という。）とする。

第二十三条第二項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同条第八項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」を「、施設等修繕都道府県等負担額」を「、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「指定区間外国道維持等都道府県負担額」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県等負担額」を「、施設等修繕都道府県等負担額」を加え、「又は施設等修繕都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額又は都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事に限る。）を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額を通知しなければならない。

9　国土交通大臣は、都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理（新設又は改築に関する工事を除く。）を行う場合においては、当該都道府県道又は市町村道を管理する都道府県又は市町村に対して、都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額を通知しなければならない。

第二十三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　国土交通大臣は、指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合においては、当該指定区間外の国道を管理する都道府県に対して、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額を通知しなければならない。

第二十六条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第三項まで、第七項及び第八項」を「第四項まで、第十項及び第十一項」に、「及び第二項中」を「から第三項までの規定中」に、「第二項、第七項及び第八項」を「第二項、第十項及び第十一項」に、「第二十一条第二項及び第二十三条第三項」を「第二十一条第二項並びに第二十三条第三項、第十項及び第十一項」に、「第二十二条及び第二十三条第三項」を「第二十一条第三項及び第二十三条第四項中「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額」又は「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外の市負担額」と、第二十二条及び第二十三条第四項中「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」を「、施設等修繕都道府県等負担額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額又は都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」に、「指定区間外国道維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額」を「指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額」又は「又は指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外の市負担額」に改め、同条第二項中「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に、「第五項まで」を「第八項まで」に、「第二十三条第四項」を「第二十一条第四項並びに第二十三条第五項」に、「第七項」を「第十項」に、「第六項まで」を「第九項まで」に、「第二十一条第四項並びに第二十三条第五項」を「第二十一条第五項並びに第二十三条第六項」に、「第二十一条第五項並びに第二十三条第六項」を「第二十一条第六項並びに第二十三条第七項」に、「同項中」を「第二十一条第七項並びに第二十三条第八項及び第十項中「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額」又は「都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市以外の市等負担額」と、第二十一条第八項並びに第二十三条第九項及び第十項中「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額」とあるのはそれぞれ「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市等負担額」又は「都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市以外の市等負担額」と、同項中」に改め、「指定区間外国道維持等都道府県負担額」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額」を加える。

第三十五条の七中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改める。

第三十九条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第四十条第一号中「第二十三条第八項」を「第二十三条第十一項」に改める。

第四十一条第二項中第二十六号を第二十七号とし、第二十号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第七項」を「第十項」に改め、「指定区間外国道維持等指定市以外の市負担額を含む。）」の下に「、指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等都道府県負担額（指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市負担額及び指定区間外国道防災拠点自動車駐車場維持等指定市以外の市負担額を含む。）」を加え、「含む。）及び」を「含む。）、」に、「含む。）を」を「含む。）、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等負担基本額、都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場新設等指定市以外の市等負担額を含む。）及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等都道府県等負担額（都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市等負担額及び都道府県道等防災拠点自動車駐車場修繕等指定市以外の市等負担額を含む。）を」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第四十八条の六十六第一項の規定により道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更し、同条第四項の規定により関係行政機関の長に協議し、及び同条第五項の規定により公表すること。

別表第七条第十四号に掲げる施設の項中「第七条第十四号」の下に「及び第十五号」を加える。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第十一条の三の表中二十の項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九	第六十二条後段	第三十八条第一項の規定により道路管理者	道路整備特別措置法第十七条第一項第一号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社	道路整備特別措置法第十七条第一項第一号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社又は同法第三十二条の二第四項の規定により当該権限を地方道路公社に代わつて行う国土交通大臣

第十五条第一項の表十七の項中「第二十二条の二」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表二十二の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表中四十二の項を四十三の項とし、三十八の項から四十一の項までを一項ずつ繰り下げ、三十七の項の次に次のように加える。

三十八	第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、	これを公表するよう努めるとともに、

第十五条第二項の表三の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項」に、「第五十七条」を「第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十七条」に改め、同表中三十四の項を三十五の項とし、二十三の項から三十三の項までを一項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次のように加える。

二十三	第四十八条の六十七第四項	道路管理者は	有料道路管理者は
		国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、

第十六条の表五の項中「第二十二条の二」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表九の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表中二十七の項を二十八の項とし、二十三の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次のように加える。

二十三	第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に報告しなければならない

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改め、同条第二項第二号中「自動運行補助施設設置者」を「自動運行補助施設等設置者」に、「自動運行補助施設を」を「自動運行補助施設等を」に改める。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第四条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表三の項中「第四十八条の二十九の五第一項、第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項、第四十八条の二十九の七第一項」に、「第五十七条」を「第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十七条」に改め、同表十三の項中「第四十八条の二十九の六第三項」を「第四十八条の二十九の七第三項」に改め、「第四十八条の三十八第三項」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表二十の項中「第四十八条の二十九の六第三項」を「第四十八条の二十九の七第三項」に改め、同表中三十四の項を三十五の項とし、二十五の項から三十三の項までを一項ずつ繰り下げ、二十四の項の次に次のように加える。

二十五	第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない	これを公表するものとする

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四十八号中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項の項中「第四十二条第一項」の下に「、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項」を加え、同表第二十二条の二の項中「第二十二条の二」の下に「、第四十八条の六十七第四項」を加え、同表第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二の項の次に次のように加える。

第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、

附　則

（施行期日）

1　この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中道路法施行令第一条の七第四項の表三の項の改正規定（「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加える部分に限る。）、同条第六項の表九の項の改正規定（「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加える部分に限る。）、同令第四条の二第一項第十八号の改正規定及び同令第五条の三第一項第六号の改正規定並びに第二条中道路整備特別措置法施行令第十一条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項第一号中「第二十三条第八項」を「第二十三条第十一項」に改める。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

総務大臣　村上誠一郎
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十三号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令の一部改正）

第一条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（令和元年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第二条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項（見出しを含む。）中「教諭等に」を「中堅教諭等に」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加える。

一　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第九条第一項

二　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）第三条第一項

三　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第五号、第十一号及び第十九号

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第四条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を「、主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を加える。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第五条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第一号から第四号までの規定中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同項第五号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を「、主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を、「主幹栄養教諭」の下に「、主務栄養教諭」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第六条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第四条の項及び第七条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

（文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

一　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第七十六条第一項第五号

二　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第五号

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第七条の規定は、同年一月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十四号

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十五号

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法等の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十六号

港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第六十条の四及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条　港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及び第九条第一号イ中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。

第二十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号、第四号（法第五十条の二第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第五号（法第五十条の六第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第六号（法第五十条の十六第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七号（法第五十一条の六第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第八号、第九号及び第十一号（第十七条の九の規定に係る部分に限る。）に掲げる職権については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

第二十二条第一項第四号中「及び第十七条の八」を「、第十七条の八及び第十七条の九」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第三号を第十号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の六号を加える。

四　法第五十条の二第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の三第五項の規定による国土交通大臣の職権

五　法第五十条の六第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の七第五項の規定による国土交通大臣の職権

六　法第五十条の十六第七項及び第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の二十二の規定による国土交通大臣の職権

七　法第五十一条の六第八項及び第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）並びに第五十一条の七第十項の規定による国土交通大臣の職権

八　法第五十六条の二の二十二の規定による国土交通大臣の職権

九　法第五十六条の四及び第五十六条の五の規定による国土交通大臣の職権

第二十二条第一項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第四十一条の五の規定による国土交通大臣の職権

第二十二条第二項を削る。

附則第九項第一号イ中「第三条の三第九項又は第十項」を「第三条の三第十一項又は第十二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十三号中「及び第五十条の二十」を「、第五十条の二十、第五十一条の十三及び第五十五条の四の四」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第三条の三第九項又は第十項」を「第三条の三第十一項又は第十二項」に改める。

附　則

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十七号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　保育士（第四条―第二十一条）」を「第二章　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材
第一節　保育士（第四条―第二十条）
第二節　保育士の不足に対応するための措置（第二十条の二―第二十条の六）
第三節　雑則（第二十一条）」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節　保育士

第四条第八号中「第六章」を「第七章」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第七条第二項中「要件を満たしている」を「各号に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同条第三項中「が次の」の下に「各号の」を加え、同項第三号中「より」の下に「指定試験機関の」を加え、同項第四号中「国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第八条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により」を「第二十条の五第一項又は第二項（第四号に係る部分を除く。）の規定により法第十八条の三十二第一項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）の」に改め、同項第五号イ中「、又は特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、」を削り、同号ロ中「第十八条の十第二項」の下に「（法第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ハを削る。

第十二条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「法第十八条の十三第二項又は法」を「第十八条の十三第二項又は」に改め、同項第四号中「の要件を満たさなくなつた」を「に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつた」に改め、同項第七号中「特区法施行令第八条第一項又は第二項（第七号」を「第二十条の五第一項又は第二項（第四号」に、「指定」を「指定地域試験機関の指定」に改める。

第十三条第一項中「法第十八条の十第一項、法」を「第十八条の十第一項、」に、「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第十六条中「保育士の登録」を「法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）」に、「その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該保育士試験を行つた都道府県知事（指定試験機関が行つた保育士試験を受けた場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第十八条の六第一号に該当する場合　住所地の都道府県知事

二　法第十八条の六第二号に該当する場合　当該保育士試験を行つた都道府県知事（当該保育士試験が指定試験機関の行つたものである場合にあつては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事）

三　法第十八条の六第三号に該当する場合　当該地域限定保育士登録を行つた都道府県知事（当該地域限定保育士登録が指定都市の長の行つたものである場合にあつては、当該指定都市を包括する都道府県の知事）

第十七条第一項中「（以下「登録証」という。）」を削り、「、登録証」を「、保育士登録証」に改め、同条第二項中「登録証」を「保育士登録証」に、「登録を」を「保育士登録を」に改める。

第十八条第一項中「登録証」を「保育士登録証」に改め、同条第二項中「登録」を「保育士登録」に改め、同条第三項中「登録証」を「保育士登録証」に改め、同条第四項中「登録証」を「保育士登録証」に、「登録を」を「保育士登録を」に改める。

第十九条中「登録を」を「保育士登録を」に、「登録証」を「保育士登録証」に改める。

第二十条中「登録」を「保育士登録」に改める。

第二章中第二十条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節　保育士の不足に対応するための措置

第二十条の二　法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を受けようとする者は、申請書に同条第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）に合格したことを証する書類を添え、当該地域限定保育士試験を行つた法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の長（指定地域試験機関が行つた地域限定保育士試験を受けた場合にあつては、当該地域限定保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定地域試験機関に行わせることとした認定地方公共団体の長）に提出しなければならない。

第二十条の三　認定地方公共団体の長は、法第十八条の三十一第一項の地域限定保育士試験委員を選任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

第二十条の四　指定地域試験機関の指定は、内閣府令で定めるところにより、法第十八条の三十二第一項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

認定地方公共団体の長は、前項の申請が次の各号（申請者が一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつては、第三号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときでなければ、指定地域試験機関の指定をしてはならない。

一　職員、設備、地域試験事務の実施の方法その他の事項についての地域試験事務の実施に関する計画が、地域試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の地域試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　申請者の役員又は構成員の構成が、地域試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

認定地方公共団体の長は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定地域試験機関の指定をしてはならない。

一　申請者が、法人以外の者であること。

二　申請者が、その行う地域試験事務以外の業務により地域試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三　申請者が、第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定試験機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四　申請者が、次条の規定により指定地域試験機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五　申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　法第十八条の十第二項（法第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十条の五　認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が前条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

認定地方公共団体の長は、指定地域試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて地域試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十第二項（法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二項又は第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二　法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。

三　法第十八条の三十二第四項において準用する法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで地域試験事務を行つたとき。

四　第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定試験機関の指定を取り消されたとき。

五　前条第二項各号（指定地域試験機関が一般社団法人又は一般財団法人である場合にあつては、同項第三号を除く。）に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。

六　次条において準用する第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。

七　次条において準用する第十三条第一項の条件に違反したとき。

第二十条の六　第八条から第十一条まで及び第十三条から第十五条までの規定は指定地域試験機関について、第十七条から第十九条までの規定は地域限定保育士登録証について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条	法	法第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法
第九条	都道府県知事	第二十条の二に規定する認定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）の長
第十条	試験事務	第二十条の四第一項に規定する地域試験事務（以下この節において「地域試験事務」という。）
第十一条	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	試験事務	地域試験事務
第十三条第一項	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項若しくは同条第四項において準用する法
第十四条	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	試験事務	地域試験事務
	第十二条第二項	第二十条の五第二項
第十五条	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十五条第一号	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項
第十五条第三号	第十二条	第二十条の五
	試験事務	地域試験事務
第十五条第四号	試験事務	地域試験事務
第十七条第一項	保育士は	法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下この節において「地域限定保育士」という。）は
第十七条第二項	保育士登録を	第二十条の二に規定する地域限定保育士登録（以下この節において「地域限定保育士登録」という。）を
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十八条第一項	保育士は	地域限定保育士は
第十八条第二項	保育士登録を	地域限定保育士登録を
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十八条第三項	保育士が	地域限定保育士が
第十八条第四項	保育士は	地域限定保育士は
	保育士登録を	地域限定保育士登録を
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第十九条	保育士は	地域限定保育士は
	保育士登録を	地域限定保育士登録を
	ときは	ときは、又は保育士登録証の交付を受けたときは、内閣府令で定めるところにより
	都道府県知事	認定地方公共団体の長

第三節　雑則

第二十一条中「指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士」を「保育士及び法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士」に改める。

第二十二条の六中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

第二十二条の九中「次のとおり」を「健康保険法及び第二十二条の六各号に掲げる法律」に改め、各号を削る。

第二十五条の七第一項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改め、同項第三号中「、第十一号」を「及び第十一号」に改め、「及び第二十一号」を削り、同条第二項中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。

第二十五条の九中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。

第二十五条の十一第一項第六号を削り、同条第二項第二号中「第二十一号を除く。」を削る。

第二十七条の十一第二項第二号中「第二十一号を除く。」を削る。

第三十五条中「、第十二号」を「及び第十二号」に改め、「及び第二十一号」を削る。

第三十五条の五第六号中「、第二十一号及び第二十三号」を「及び第二十二号」に改める。

第三十六条の二第三号中「、第十二号」を「及び第十二号」に改め、「及び第二十一号」を削る。

第三十七条中「内閣総理大臣」を「国の行政機関の長」に改める。

第四十五条の三第一項中「助言」を「助言並びに」に改め、「講習会の指定等」の下に「に関する事務」を加え、「第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定による保育士の登録等、法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項」を「第一章第七節第一款の規定及び第二章第一節の規定による保育士に関する事務、法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備に関する事務、法第一章第七節第三款の規定及び第二章第二節の規定による保育士の不足に対応するための措置に関する事務、法第十八条の三十六第二項」に、「又は援助」を「又は援助並びに」に改め、「場の設置等」の下に「に関する事務」を加え、「係る質問等」を「関する事務並びに法第三十三条の十六の規定による報告の受理等」に改め、同条第六項中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五（法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十九条第五項の規定」の下に「（これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。）」を加え、同項後段を削り、同条第八項中「以内に」と」の下に「、法第三十三条の十六第一項中「事業又は施設」とあるのは「事業、里親、施設又は一時保護」と、法第三十三条の十六の二中「措置実施都道府県知事」とあるのは「措置実施児童相談所設置市の長」と」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「助言」を「助言並びに」に改め、「という。）の指定等」の下に「に関する事務」を加え、「第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第九号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第十二号において同じ。）の指定等、同法第十八条の二十の二まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第十三号において同じ。）の登録等、同法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理」を「第一章第七節第一款及び同令第二章第一節の規定による保育士に関する事務、同法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備、同法第十八条の二十六第三項（同法第十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意」に、「第十八条の二十の四第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「通知等、」を「通知等並びに」に改め、「又は援助」の下に「に関する事務」を加え、「係る質問等」を「関する事務並びに同法第三十三条の十六の規定による報告の受理等」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十六号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第十九号」に、「及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十七号」を「並びに第百七十四条の四十九の二第一項第二十号及び第二十四号」に、「及び第百七十八号」を「並びに第百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に、「及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十九号」を「並びに第百七十四条の四十九の二第一項第二十六号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第四十一号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第三十八号」に改め、同条第五項中「第三十三条の十五（同法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十九条第五項の規定」の下に「（これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。）」を加え、「同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項並びに」を削り、同条第七項中「以内に」と」の下に「、同法第三十三条の十六第一項中「事業又は施設」とあるのは「事業、里親、施設又は一時保護」と、同法第三十三条の十六の二中「措置実施都道府県知事」とあるのは「措置実施指定都市の市長」と」を加える。

第百七十四条の四十九の二第一項第九号から第十一号までを次のように改める。

九　児童福祉法第一章第七節第一款及び児童福祉法施行令第二章第一節の規定による保育士に関する事務

十　児童福祉法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備に関する事務

十一　児童福祉法第一章第七節第三款及び児童福祉法施行令第二章第二節の規定による保育士の不足に対応するための措置に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項第十二号から第十四号までを削り、同項第十五号中「第十八条の二十の四第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、同項第十八号中「に係る質問等」を削り、同号を同項第十五号とし、同項中第十九号を第十六号とし、第二十号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「防止等」の下に「（一時預かり事業、病児保育事業若しくは妊産婦等生活援助事業又は母子生活支援施設、保育所若しくは同法第三十三条の十第一項に規定する認可外保育施設に係るもの（同法第三十三条の十六の規定による報告の受理等及び同法第三十三条の十六の二の規定による同条第一項に規定する措置実施都道府県知事による通知の受理等を除く。）を除く。）」を加え、同号を同項第二十号とし、同項中第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第四十四号までを三号ずつ繰り上げる。

第百七十四条の四十九の二第二項中「関係中核市の市長」と、「同法」を「関係中核市の市長」と、同法第三十三条の十第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第三号及び第六号を除く。）」と、同項第一号中「児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業」とあるのは「一時預かり事業、病児保育事業又は妊産婦等生活援助事業」と、同項第四号中「乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」とあるのは「母子生活支援施設又は保育所」と、同項第五号中「認可外保育施設又は指定発達支援医療機関」とあるのは「認可外保育施設」と、同法」に改め、同条第三項中「第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項」を「第三十三条の十五（同法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「第三十五条第六項」を「第三十三条の十五」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十八号」に改める。

（医療法施行令の一部改正）

第三条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の十五の三中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

（生活保護法施行令の一部改正）

第四条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第二号中「（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）」を削り、同条中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げる。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第五条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第六条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）」を削る。

第十四条の二並びに附則第二条の二及び第三条中「、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）」を削る。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第七条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）」を削る。

（介護保険法施行令の一部改正）

第八条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十五条の五第二号中「（国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）」を削り、同条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第九条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第二十六条第一項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「（第十五号を除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号中「（第十五号を除く。）」を削り、同項第三号中「前項各号（第五号を除く。）」を「前項第一号及び第二号」に改める。

第二十六条の十六第一号中「（第十五号を除く。）」を削り、同条第二号中「第二十六条第一項各号（第五号を除く。）」を「第二十六条第一項第一号及び第二号」に改める。

第三十八条中「、第十三号及び第十五号」を「及び第十三号」に改める。

第四十二条第二号中「第二十六条第一項第一号及び第二号並びに」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条から第十二条までを次のように改める。

第六条から第十二条まで　削除

第十八条第四号ハ中「刑法」の下に「（明治四十年法律第四十五号）」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十二条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）」を削り、同条中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とする。

第十九条第一項中「第二十二号」を「第二十一号」に改める。

（公認心理師法施行令の一部改正）

第十三条　公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とする。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号を削る。

第二条第六号中「、第九号及び第十号」を「及び第九号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一条中児童福祉法施行令第二十五条の七の改正規定（同条第一項第三号の改正規定を除く。）並びに同令第二十五条の九及び第三十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第十五条第一項に規定する旧試験合格者（以下「旧試験合格者」という。）、改正法附則第十六条第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）及び指定試験機関であった法人並びに同項に規定する国家戦

略特別区域限定保育士試験委員（次条において「特区限定試験委員」という。）並びに指定試験機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者についての第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下「新児福令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新児福令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	次のとおり	次に掲げる規定並びに旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十二条の規定の五第十五項及び第十九項の規定並びに改正法附則第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。以下同じ。）	
第七条第三項第三号	第十二条	第十二条又は改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「なお従前の例による旧特区法施行令」という。）第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）	
	指定試験機関の指定	指定	
第七条第三項第五号イ	違反して	違反して、又は旧特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、	
第七条第三項第五号ロ	において	及び改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第八項において	
第十二条第二項	至つたとき	至つたとき、又はなお従前の例による旧特区法施行令第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき	
第二十条の四第三項第四号	次条	次条又はなお従前の例による旧特区法施行令第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）	
	指定地域試験機関の指定	指定	
第二十条の四第三項第五号イ	違反して	違反して、又は旧特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、	
第二十条の四第三項第五号ロ	において	及び改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特区法第十二条の五第八項において	
第二十条の五第二項	至つたとき	至つたとき、又はなお従前の例による旧特区法施行令第八条第一項若しくは第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき	
第二十二条の六第十七号	認定こども園法	認定こども園法及び旧特区法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）	
第二十二条の九	第二十二条の六各号に掲げる法律	第二十二条の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法	
第二十五条の十二第二項第二号	第二十二条の六各号に掲げる法律	第二十二条の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法	
第二十七条の十一第一項第一号	及び第十一号から第十九号までに掲げる法律	、第十一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法	
第二十七条の十一第二項第二号	第二十二条の六各号に掲げる法律	第二十二条の六各号（第十七号を除く。）に掲げる法律並びに認定こども園法、旧特区法（第十二条の五第七項の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法	

（医療法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第三条　旧試験合格者並びに特区限定試験委員並びに指定試験機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者についての第三条の規定による改正後の医療法施行令（以下「新医療法施行令」という。）、第四条の規定による改正後の生活保護法施行令（以下「新生活保護法施行令」という。）、第五条の規定による改正後の社会福祉法施行令（以下「新社会福祉法施行令」という。）、第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法施行令」という。）、第七条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行令（以下「新精神保健福祉士法施行令」

という。）、第八条の規定による改正後の介護保険法施行令（以下「新介護保険法施行令」という。）、第九条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「新障害者総合支援法施行令」という。）、第十一条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（以下「新認定こども園法施行令」という。）、第十二条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令（以下「新子ども・子育て支援法施行令」という。）、第十三条の規定による改正後の公認心理師法施行令（以下「新公認心理師法施行令」という。）及び第十四条の規定による改正後の民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（以下「新民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新医療法施行令第五条の十五の三	次のとおり	次に掲げる法律及び旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十項及び第十一項の規定により旧特区法第二十条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）
新生活保護法施行令第四条の二	次のとおり	次に掲げる法律及び旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）（旧特区法第十二条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十項及び第十一項の規定により旧特区法第二十条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）
新生活保護法施行令第四条の三	次のとおり	次に掲げる法律並びに旧特区法（第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法（改正法附則第十五条第一項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）（改正法附則第十五条第一項の規定により準用旧児童福祉法の規定及び改正法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）（改正法附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における準用旧児童福祉法の規定を含む。以下同じ。）
新社会福祉法施行令第三十四条	次のとおり	次に掲げる法律及び旧特区法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）

	新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項	新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第十四条の二並びに附則第二条の二及び第三条	新精神保健福祉士法施行令第一条	新介護保険法施行令第三十五条の二	新介護保険法施行令第三十五条の五
	規定と	規定と	規定と	次のとおり	次のとおり
項及び第十七項から第十九項までの規定（改正法附則第十五条第十項及びに改正法附則第二十条の五第十項及び第十七項から第十九項までの規定を含む。）に限る。）	規定並びに旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定と	規定並びに旧特区法第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定と	規定並びに旧特区法（第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法（改正法附則第十五条第一項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）（改正法附則第十五条第一項の規定により準用旧児童福祉法の規定及び改正法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における準用旧児童福祉法の規定を含む。）	次に掲げる法律並びに旧特区法（第十二条の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定に限る。）及び準用旧児童福祉法（改正法附則第十五条第一項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）（改正法附則第十五条第一項の規定により準用旧児童福祉法の規定及び改正法附則第十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における準用旧児童福祉法の規定を含む。）

新障害者総合支援法施行令第二条第一項第一号	昭和二十二年法律第百六十四号）及び旧特区法第二十九条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）第十九項までの規定（改正法附則第十五条第五項及び第十七項から第十九項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び旧特区法第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に限る。）	新障害者総合支援法施行令第二条第一項第二号	平成十六年法律第百六十七号）の五第七項（改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び旧児童福祉法をいう。以下同じ。）（同項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により旧児童福祉法の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に限る。）	新障害者総合支援法施行令第二条第一項第三号及び第二号並びに第二十六条の十六第一号	第二十二条第一項各号（第一号を除く。）
新公認心理師法施行令第一条	次のとおり	新民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令第一条	平成十八年法律第七十七号）及び旧特区法第二十九条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）をいう。以下同じ。）第十九項までの規定（改正法附則第十五条第一項及び第十七項から第十九項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び旧特区法第十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に限る。）	新障害者総合支援法施行令第二条第一項第一号	第二十二条第一項第二号
新認定こども園法施行令第一条	次のとおり	新子ども・子育て支援法施行令第十七条第二号	児童福祉法	新障害者総合支援法施行令第四条第一項第一号	第二十二条第一項第二号

旧特区法施行令第六条	法第十二条の五第四項第三号	旧特区法施行令第六条第八号	第六章
	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法附則第十二条の規定による改正前の法第十二条の五第四項第三号		第七章

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　旧試験合格者及び改正法附則第十五条第一項に規定する特区地方公共団体については、第十条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令（以下「旧特区法施行令」という。）第六条、第十条（旧特区法施行令第十一条の規定において読み替えて適用する場合を含む。）及び第十二条並びに準用旧児童福祉法施行令（旧特区法施行令第九条（旧特区法施行令第十一条の規定において読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令をいう。）第十六条から第十九条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧特区法施行令第十条	法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条第三項	準用旧児童福祉法（改正法附則第十五条第一項に規定する準用旧児童福祉法をいう。以下同じ。）第十八条の十八第三項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）
旧特区法施行令第十一条	法第十二条の五第十二項	改正法附則第十二条の規定による改正前の法第十二条の五第十二項
	行う	行った
旧特区法施行令第十二条	法第十二条の五第十二項	改正法附則第十二条の規定による改正前の法第十二条の五第十二項
	同条第十一項	同条第十一項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）
	準用児童福祉法第十八条の十八第一項の	準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項（改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定による

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

省令

○文部科学省令第二十四号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第八条第四項並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十三条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を実施するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十五日

文部科学大臣　阿部　俊子

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対象期間に含む期間等）	（対象期間に含む期間等）
第一条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下この項、第六条第一項及び第七条において「法」という。）第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（以下「読替え後の労働基準法」という。）第三十二条の四第一項第二号の対象期間（以下単に「対象期間」という。）を定めるに当たっては、当該対象期間には、読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員（法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の所属する学校を設置する市（特別区を含む。）町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）を含めるものとする。	**第一条**　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下この項及び第六条第一項において「法」という。）第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（以下「読替え後の労働基準法」という。）第三十二条の四第一項第二号の対象期間（以下単に「対象期間」という。）を定めるに当たっては、当該対象期間には、読替え後の労働基準法第三十二条の四の規定により労働させる教育職員（法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の所属する学校を設置する市（特別区を含む。）町村又は都道府県の教育委員会が学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十九条第一項の規定により定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）を含めるものとする。
2　［略］	2　［同上］

改正後	改正前
（法第八条第四項の規定による公表） **第七条**　法第八条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、同条第二項第一号に掲げる目標の達成状況を含むものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（教育公務員特例法施行規則の一部改正）

第二条　教育公務員特例法施行規則（令和四年文部科学省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準） **第一条**　教育公務員特例法（以下「法」という。）第十三条第二項の文部科学省令で定める基準は、次の各号に掲げる校務の種類とする。 一　学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務 二　前号に掲げるもの以外の校務	［条を加える。］
第一条の二　法第二十二条の四第二項第六号に規定する研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　［略］	**第一条**　教育公務員特例法（以下「法」という。）第二十二条の四第二項第六号に規定する研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　［略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第三条　教育公務員特例法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条の二　法第二十二条の四第二項第六号に規定する研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　公立の小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一条第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。第四号及び第三条の二において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の関係機関との連携に関する事項 二～四　［略］	**第一条の二**　法第二十二条の四第二項第六号に規定する研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　公立の小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十一条第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。第四号において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の関係機関との連携に関する事項 二～四　［同上］
（法第二十四条第一項の文部科学省令で定める者） **第三条の二**　法第二十四条第一項に規定する公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものは、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たす上で必要な経験を有する者として研修実施者が定める者とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則第一条の改正規定及び第二条の規定は、令和八年一月一日から施行する。

○国土交通省令第九十一号

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第三項第二号及び第四項、第三十七条の三第三項、第三十七条の五第四項、第三十七条の六第二項（同法第三十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の七第三項、第五十一条の七第五項、第五十一条の十第一項並びに第五十一条の十一第一項第三号及び第二項（これらの規定を同法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の四の二第一項並びに第五十五条の四の三第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条の三第三項第二号の国土交通省令で定める港湾施設） **第一条の十二**　法第三条の三第三項第二号の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。 一　岸壁、物揚場及び船揚場 二　臨港交通施設（運河を除く。） 三　航行補助施設 四　荷さばき施設 五　旅客施設 六　保管施設 七　船舶役務用施設 八　港湾公害防止施設 九　廃棄物処理施設 十　緑地及び広場 十一　港湾管理施設 十二　移動式施設 十三　船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する車両	（新設）
（港湾計画の軽易な変更） **第一条の十三**　法第三条の三第六項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の三十第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更	（港湾計画の軽易な変更） **第一条の十二**　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の二十六第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更

二　第十五条の三十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更

三・四　（略）

五　第十五条の三十第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により同条第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）

六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の三十第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（港湾計画の公示）

第一条の十四　法第三条の三第十一項の規定による公示は、当該港湾計画に係る水域施設、外郭施設、係留施設その他の主要な港湾施設の種類、位置、規模及び用途、廃棄物の処理に関する計画その他当該港湾の開発、利用及び保全並びに当該港湾に隣接する地域の保全に関する主要な事項並びに当該港湾計画の縦覧の場所を公告することにより行う。ただし、港湾計画の変更の場合にあつては、当該変更に関する事項及び変更後の港湾計画の縦覧の場所を公告することにより行う。

2　前項の規定は、法第三条の三第十二項の規定による公示について準用する。

（法第三十七条の三第三項の国土交通省令で定める施設又は工作物）

第三条の六　法第三十七条の三第三項の国土交通省令で定めるものは、風力発電設備とする。

（占用公募を実施することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域）

第三条の七　法第三十七条の三第四項の国土交通省令で定める区域は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（学識経験者からの意見聴取）

第三条の八　港湾管理者は、法第三十七条の三第七項及び第三十七条の五第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第三条の九・第三条の十　（略）

（他の港湾管理者からの意見聴取）

第三条の十一　港湾管理者は、法第三十七条の五第四項及び第三十七条の七第三項の規定により他の港湾管理者の意見を聴くときは、公募占用計画（法第三十七条の四第二項第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。）の写しを送付するものとする。

二　第十五条の二十六第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更

三・四　（略）

五　第十五条の二十六第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により同条第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）

六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の二十六第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更

（港湾計画の公示）

第一条の十三　法第三条の三第九項の規定による公示は、当該港湾計画に係る水域施設、外郭施設、係留施設その他の主要な港湾施設の種類、位置、規模及び用途、廃棄物の処理に関する計画その他当該港湾の開発、利用及び保全並びに当該港湾に隣接する地域の保全に関する主要な事項並びに当該港湾計画の縦覧の場所を公告することにより行う。ただし、港湾計画の変更の場合にあつては、当該変更に関する事項及び変更後の港湾計画の縦覧の場所を公告することにより行う。

2　前項の規定は、法第三条の三第十項の規定による公示について準用する。

（新設）

（占用公募を実施することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域）

第三条の六　法第三十七条の三第三項の国土交通省令で定める区域は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

（学識経験者からの意見聴取）

第三条の七　港湾管理者は、法第三十七条の三第六項及び第三十七条の五第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第三条の八・第三条の九　（略）

（新設）

（法第三十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項）

第三条の十二　法第三十七条の六第二項（法第三十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に係る次に掲げるものとする。

一　当該港湾の名称

二　当該港湾において使用する港湾施設の名称、所在地並びにその位置及び範囲を示す図面

三　前号に規定する港湾施設の利用開始予定日及び利用終了予定日

（船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示）

第三条の十三　（略）

（協働防護協議会を組織した旨の公表）

第十五条の二十六　法第五十一条の七第五項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　協働防護協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二　協働防護協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、当該協働防護協議会に係る港湾管理者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行わなければならない。

（協働防護協定の認可等の申請の公告）

第十五条の二十七　法第五十一条の十第一項（法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　協働防護協定の名称

二　協定特定港湾施設の名称

三　協働防護協定の縦覧場所

（協働防護協定の認可の基準）

第十五条の二十八　法第五十一条の十一第一項第三号（法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第五十一条の九第三項第二号に掲げる事項が、協働防護計画に適合すること。

二　法第五十一条の九第三項第三号に掲げる期間が、協働防護協定に定められた事項を実施するために適切な期間であること。

三　法第五十一条の九第三項第四号に掲げる措置が、協働防護協定に違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

（協働防護協定の認可等の公示）

第十五条の二十九　第十五条の二十七の規定は、法第五十一条の十一第二項（法第五十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

第十五条の三十・第十五条の三十一　（略）

（新設）

（船舶の放置等を禁止する区域等の指定又はその廃止の公示）

第三条の十　（略）

（新設）

（新設）

第十五条の二十六・第十五条の二十七　（略）

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十　法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、許可事業者に当該港湾施設を貸し付けるときは、同条第五項に規定するもののほか、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一～三　（略）

（証明書の様式）

第十八条　法第五十五条の二の三第四項の規定による証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は、第六号様式によるものとする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の三十第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（法五十五条の四の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設）

第十八条の十　法第五十五条の四の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。

一　係留施設
二　臨港交通施設
三　荷さばき施設
四　旅客乗降用固定施設及び待合所
五　保管施設
六　船舶役務用施設
七　港湾環境整備施設（植栽を除く。）
八　港湾管理施設

（災害応急対策港湾施設使用協定の公告等）

第十八条の十一　法第五十五条の四の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　災害応急対策港湾施設使用協定の名称
二　協定災害応急対策港湾施設の名称及びその所在地
三　災害応急対策港湾施設使用協定の有効期間
四　災害応急対策港湾施設使用協定の縦覧場所

（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭の貸付契約の内容）

第十七条の十　法第五十五条の二第一項又は第四項の規定により海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する港湾施設を貸し付ける者（以下この条において「貸付者」という。）は、許可事業者に当該港湾施設を貸し付けるときは、少なくとも次に掲げる事項を貸付契約の内容としなければならない。

一～三　（略）

（証明書の様式）

第十八条　法第五十五条の二の二第四項の規定による証明書（国の職員が携帯するものを除く。）は、第六号様式によるものとする。

（港湾広域防災施設）

第十八条の四　法第五十五条の三の二第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、港湾環境整備施設（第十五条の二十六第三項第二号括弧書に規定するものに限る。）及び非常災害が発生した場合において当該施設と一体的に使用する港湾施設（同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（新設）

（新設）

第六号様式（第十八条関係）

（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
所属及び職名
生年月日

右は、港湾法第五十五条の二の三第一項の規定により港湾工事のための調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（他人の土地への立入り）

第五十五条の二の三　国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員又はその委託をした者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2　国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員又はその委任をした者を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第一項の規定による立入りは、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4　第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第六号様式（第十八条関係）

（用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
所属及び職名
生年月日

右は、港湾法第五十五条の二の二第一項の規定により港湾工事のための調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（他人の土地への立入り）

第五十五条の二の二　国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員又はその委託をした者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2　国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員又はその委任をした者を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第一項の規定による立入りは、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4　第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第四項の国土交通省令で定める港湾計画の基本的な事項に関する基準については、この省令の定めるところによる。 （廃棄物及び排出ガスの処理） **第十二条**　（略） ２　排出ガス（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の四に規定する排出ガスをいう。以下この項において同じ。）の処理に関する事項は、自然条件、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺地域における土地利用の状況、港湾における排出ガスの発生状況等を考慮して、港湾及びその周辺の環境が良好に維持されるように、港湾において処理する排出ガスの種類及び量並びに排出ガス処理施設（同法第四十四条に規定する排出ガス処理施設をいう。）の規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、公害防止計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。 （港湾及び港湾に隣接する地域の保全） **第十五条**　港湾及び港湾に隣接する地域の保全に関する事項（港湾の環境の保全に関する事項を除く。）は、自然条件、港湾の規模、港湾及び港湾に隣接する地域の利用状況等を考慮して、港湾及び港湾に隣接する地域の災害の防止を図ることができるように、災害を防止するための主要な施設の種類及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三に規定する海岸保全基本計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。 （特定港湾施設の高さ及び機能の最適化） **第十五条の二**　特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する事項は、気候の変動による自然条件の変化、港湾及び港湾に隣接する地域の利用状況等を考慮して、防護の目標水準及びその対応方針について定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、海岸法第二条の三に規定する海岸保全基本計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。	（趣旨） **第一条**　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第二項の国土交通省令で定める港湾計画の基本的な事項に関する基準については、この省令の定めるところによる。 （廃棄物及び排出ガスの処理） **第十二条**　（略） ２　排出ガス（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の三に規定する排出ガスをいう。以下この項において同じ。）の処理に関する事項は、自然条件、港湾の安全の確保、港湾及びその周辺地域における土地利用の状況、港湾における排出ガスの発生状況等を考慮して、港湾及びその周辺の環境が良好に維持されるように、港湾において処理する排出ガスの種類及び量並びに排出ガス処理施設（同法第四十四条に規定する排出ガス処理施設をいう。）の規模及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、公害防止計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。 （港湾及び港湾に隣接する地域の保全） **第十五条**　港湾及び港湾に隣接する地域の保全に関する事項（港湾の環境の保全に関する事項を除く。）は、自然条件、港湾の規模、港湾及び港湾に隣接する地域の利用状況等を考慮して、港湾及び港湾に隣接する地域の災害の防止を図ることができるように、災害を防止するための主要な施設の種類及び配置を定めるものとする。この場合において、当該港湾に関し、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三に規定する基本計画が定められているときは、当該計画との整合性について配慮するものとする。 （新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、港湾法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（認定公募占用計画に関する経過措置）

第二条　港湾管理者は、改正法附則第二条第三項の規定により他の港湾管理者の意見を聴くときは、同条第二項に規定する特定事項が記載された書面の写しを送付するものとする。

第三条　改正法附則第二条第四項の国土交通省令で定める事項は、当該認定を受けた者に係る港湾法第三十七条の六第一項の認定について改正法による改正前の同条第二項の規定により公示された事項とする。

２　この省令による改正後の港湾法施行規則第三条の十二の規定は、改正法附則第二条第四項に規定する特定事項のうち国土交通省令で定めるものについて準用する。

規　則

○国家公安委員会規則第十七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年九月二十五日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第二条　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第二条**　［同上］
［一～四十九　略］	［一～四十九　同上］
五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪	五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪
［五十一～六十　略］	［五十一～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第六条　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第六条**　［同上］
［一～四十九　略］	［一～四十九　同上］
五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪	五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪
［五十一～六十　略］	［五十一～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等）	（暴力的不法行為等）
第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。	**第一条**　［同上］
［一～四十九　略］	［一～四十九　同上］
五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪	五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪
［五十一～六十　略］	［五十一～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力的不法行為等その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為等その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	［同上］
［一～四十九　略］	［一～四十九　同上］

五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　略］	五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十九　略］ 五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～四十九　同上］ 五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十九　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～四十九　同上］

五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　略］	五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～四十九　略］ 五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～四十九　同上］ 五十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十一条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪 ［五十一～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○個人情報保護委員会規則第二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十六条第一項及び第六十八条第一項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月二十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則

（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人情報保護委員会への報告） **第八条**　［略］ ２　［略］ ３　法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法） 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法） （個人情報保護委員会への報告） **第四十四条**　［略］ ２　［略］ ３　法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第六による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（個人情報保護委員会への報告） **第八条**　［同上］ ２　［同上］ ３　法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法） （個人情報保護委員会への報告） **第四十四条**　［同上］ ２　［同上］ ３　法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法）により行うものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人情報保護委員会への報告） **第三条**　［略］ ２　［略］ ３　法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（個人情報保護委員会への報告） **第三条**　［同上］ ２　［同上］ ３　法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。

附　則

この規則は、令和七年十月一日から施行し、この規則及びこの規則による改正後の規定は、当分の間、その効力を有する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十二号

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき、個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を次のように定める。この告示は、令和七年十月一日から施行し、当分の間、その効力を有する。

令和七年九月二十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法を定める件

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）第八条第三項第一号及び第二号並びに第四十四条第三項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）第三条第三項の規定に基づき個人情報保護委員会が別に定める場合及びその方法は、次の表の上欄に掲げる法令の規定の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる場合及び同表の下欄に掲げる方法とする。

個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書を提出する方法又は関係省庁申合せ別添様式２を提出する方法
個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第二号	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項	個人情報の保護に関する法律施行規則第四十四条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式２を提出する方法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則第三条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は関係省庁申合せ別添様式２を提出する方法
個人情報の保護に関する法律施行規則第八条第三項第一号	個人情報の保護に関する法律施行規則第七条各号のいずれかに該当する事態のうち、ランサムウェア事案に係る報告を行う場合	個人情報の保護に関する法律施行規則別記様式第一による報告書を提出する方法又は関係省庁申合せ別添様式２を提出する方法

○個人情報保護委員会告示第十三号

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十五日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次 ［略］ 【凡例】 ［略］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年10月１日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［略］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［略］	目次 ［同左］ 【凡例】 ［同左］ ※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和７年６月１日）時点の条番号を示すものとする。 １～３　［同左］ ４　適用の範囲 ４－１　法第５章の規律対象となる主体 ［同左］

改正後	改正前
4－1－1　行政機関等 (1)　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） 機関／法律の規定 ［略］／［略］ 新型インフルエンザ等対策推進会議／新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２ ［略］／［略］ 認知症施策推進本部／共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条 人工知能戦略本部／人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第53号）第19条 人事院／国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条 （※）令和７年10月１日時点において存続するもの ②～⑥　［略］ (2)～(6)　［略］ 4－1－2　［略］ 4－2　［略］ 5～11　［略］	4－1－1　行政機関等 (1)　行政機関 「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。 ①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※） 機関／法律の規定 ［同左］／［同左］ 新型インフルエンザ等対策推進会議／新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２ ［同左］／［同左］ 認知症施策推進本部／共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条 人事院／国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条 （※）令和７年６月１日時点において存続するもの ②～⑥　［同左］ (2)～(6)　［同左］ 4－1－2　［同左］ 4－2　［同左］ 5～11　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

○経済産業省告示第百三十八号

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成九年厚生省・通商産業省・運輸省令第四号）第一条の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第十二号（産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 試験方法の区分(イ)／ＪＩＳに規定する試験方法(ロ) （略）／（略）	**別表** 試験方法の区分(イ)／ＪＩＳに規定する試験方法(ロ) （略）／（略）

ビッカース・ヌープ硬さ試験	ＪＩＳ　Ｂ1051 ＪＩＳ　Ｂ1053 （削る） ＪＩＳ　Ｚ2244－1
（略）	（略）
吸光光度分析	ＪＩＳ　Ｇ1212－2 （削る） ＪＩＳ　Ｇ1214－1 ＪＩＳ　Ｇ1214－2 ＪＩＳ　Ｋ0101 ＪＩＳ　Ｋ0102 ＪＩＳ　Ｋ0102－2 ＪＩＳ　Ｋ0102－3 ＪＩＳ　Ｋ5601－4－1
発光分光分析	（略） ＪＩＳ　Ｋ0102 ＪＩＳ　Ｋ0102－3 （略）
（略）	（略）
原子吸光・炎光光度分析	ＪＩＳ　Ｋ0102 ＪＩＳ　Ｋ0102－3 （略）
（略）	（略）

ビッカース・ヌープ硬さ試験	ＪＩＳ　Ｂ1051 ＪＩＳ　Ｂ1053 ＪＩＳ　Ｂ1055 ＪＩＳ　Ｚ2244－1
（略）	（略）
吸光光度分析	ＪＩＳ　Ｇ1212－2 ＪＩＳ　Ｇ1214 （新設） （新設） ＪＩＳ　Ｋ0101 ＪＩＳ　Ｋ0102 （新設） （新設） ＪＩＳ　Ｋ5601－4－1
発光分光分析	（略） ＪＩＳ　Ｋ0102 （新設） （略）
（略）	（略）
原子吸光・炎光光度分析	ＪＩＳ　Ｋ0102 （新設） （略）
（略）	（略）

附　則

この告示の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

その他告示

○文部科学省告示第百十四号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する法律（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和二年文部科学省告示第一号）の全部を改正する指針を次のように定める。

令和七年九月二十五日　　文部科学大臣　阿部　俊子

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

目次

第１章　総則
　第１節　趣旨
　第２節　対象の範囲
　第３節　業務を行う時間の考え方及び上限の原則等
第２章　服務監督教育委員会が講ずべき措置等
　第１節　上限方針の策定等
　第２節　業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等
　第３節　服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置
　第４節　第１節から第３節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項
第３章　長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制
　第１節　目的
　第２節　長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置
第４章　文部科学省の取組について
附則

第１章　総則

第１節　趣旨

近年、我が国の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第２条第２項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成30年７月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第１項の協定（以下「36協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第６条第１項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この節及び第３節において同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第２号に掲げる業務（以下「超勤４項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第１号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

令和２年に本指針において教育職員が業務を行う時間の上限を示し、１箇月時間外在校等時間（第３節⑵イに規定する１箇月時間外在校等時間をいう。）は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多く、各教育委員会や各学校における取組状況に差が見られるなどの課題がある。給特法第２条第１項に規定する義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）及び校長等の学校の管理職は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令にのっとり教育職員の勤務時間管理及び健康管理等を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教育職員の心身の健康を損なうことがないよう注意する安全配慮義務があり、時間外在校等時間が特に長時間となっている教育職員に対して、より実効的な手立てを講ずる必要がある。また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教育職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要である。教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要がある中、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和７年法律第68号）において新たに設けられた給特法第８条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下単に「実施計画」という。）の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

本指針は、こうしたことを踏まえ、給特法第７条第１項に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものである。

第２節　対象の範囲

⑴　本指針は、服務監督教育委員会の全てを対象とする。

⑵　本指針に掲げる措置は、給特法第２条第２項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、それ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

第３節　業務を行う時間の考え方及び上限の原則等

⑴　本指針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等の多様性が顕在化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤４項目以外の業務を行う時間が長時間となっている実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤４項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ　校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ　各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ　正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ　休憩時間

⑵　上限時間の原則

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第６条第３項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ　１日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の１箇月の合計時間（以下「１箇月時間外在校等時間」という。）　45時間

ロ　１日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の１年間の合計時間（以下「１年間時間外在校等時間」という。）　360時間

⑶　児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

服務監督教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、⑵の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ　１箇月時間外在校等時間　100時間未満

ロ　１年間時間外在校等時間　720時間

ハ　１年のうち１箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数　６月

ニ　連続する２箇月、３箇月、４箇月、５箇月及び６箇月のそれぞれの期間について、各月の１箇月時間外在校等時間の１箇月当たりの平均時間　80時間

第２章　服務監督教育委員会が講ずべき措置等

第１節　上限方針の策定等

⑴　服務監督教育委員会は、本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること。

⑵　労働安全衛生法等において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、教育職員が在校している時間は、ＩＣＴの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

⑶　休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

⑷　校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本指針及び上限方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならないこと。校長等の学校の管理職及び教育委員会は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであっては決してならないこと。

第２節　業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等

⑴　服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること（給特法第８条第１項）。

⑵　実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第７条第１項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項を定めること（給特法第８条第２項）。

イ　業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標

(i)　教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の１箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、１箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第３節⑵で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。

目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。

(イ)　１箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合　100パーセントとすることを目指すこと。

(ロ)　１年間における教育職員の１箇月時間外在校等時間の平均時間　平均で30時間程度とすることを目指すこと。

(ハ)　教育職員の１年間時間外在校等時間　360時間以下とすることを目指すこと。

(ii)　教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定すること。

ロ　業務量管理・健康確保措置の内容

実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次節に掲げる措置その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載するものとする。

ハ　その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項

⑶　服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表すること（給特法第８条第３項）。その際、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表すること。

⑷　服務監督教育委員会は、実施計画に定める目標の達成状況及び業務量管理・健康確保措置の実施状況について、毎年度、その状況を把握すること。

また、服務監督教育委員会は、把握した状況を踏まえ、業務量管理・健康確保措置などの取組を改善するとともに、必要に応じて、実施計画の変更その他の必要な措置を講ずること。

⑸　服務監督教育委員会は、毎年度、実施計画の実施状況を公表すること（給特法第８条第４項）。その際、ホームページへの掲載等により行うものとし、実施計画に定める目標の達成状況を含むものとすること。

⑹　服務監督教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、総合教育会議に報告すること（給特法第８条第３項）。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告すること（給特法第８条第４項）。その際、地方公共団体の長及び関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善を図ること。

⑺　実施計画の策定等に当たっての留意事項

イ　実施計画に定める業務量管理・健康確保措置の具体的な内容及び実施方法は、⑵ロ及び次節の内容に即して、各教育委員会において地域の実情に応じて決めるものであり、実施計画に次節に定める措置の全てについて規定することは要しないものであること。

ロ　実施計画の策定に当たっては、業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等があるときは、本指針に即した内容にしつつ、当該計画等を活用することも考えられるものであること。

また、複数の教育委員会において、共同して実施計画を策定することも可能であること。ただし、各教育委員会が自ら服務を監督する教育職員に係る措置を適切に講ずるとともに、実施計画の公表や総合教育会議への報告等については、各教育委員会で行う必要があること。

第３節　服務監督教育委員会が講ずべき業務量管理・健康確保措置

⑴　所管に属する各学校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、⑵及び⑶に定めるものその他の業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施すること。特に、服務監督教育委員会及び校長等の学校の管理職は、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように配慮し、教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、服務監督教育委員会は校長等の学校の管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施すること。

⑵　学校又は教師（教育職員のうち、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、指導教諭、主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるものを除く。）、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の業務の３分類（次のイからハまでの分類をいう。）を踏まえ、学校又は教育職員が担っている業務の分担の見直しや適正化を図ること。この場合において、業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること。また、教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、業務の内容に応じて管理職や教育職員、事務職員、支援スタッフ（教

育職員以外の学校の教育活動を支援する人材をいう。以下同じ。）等が相互に連携・協働しつつ、文部科学省が別に示す教育職員及び事務職員の標準的な職務内容に留意するとともに、事務職員の負担が過重なものとならないよう、事務処理の精選や効率化及び質の向上並びに近隣の学校の事務職員間の相互支援のため、教育委員会が中心となり、共同学校事務室の設置、研修の実施等に努めること。

イ　学校以外が担うべき業務（次の①から⑤までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該①から⑤までに定めるところにより、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講ずること。

①　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等　教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制を構築すること。なお、学校の日課表等において定める児童生徒が登校すべき時間は教育職員の所定の勤務の開始時間より後にするものとすること。また、教育職員の勤務時間より前又は児童生徒の下校時刻より後の時間帯に、学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、地方公共団体は、保護者又は地域住民その他の関係者の参加を得て、学校以外が管理を行う体制を構築すること。

②　放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応　放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないこと。

③　学校徴収金の徴収・管理　地方公共団体又は服務監督教育委員会は、学校徴収金の種目ごとに地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること（以下「公会計化」という。）が適切かどうかを検討した上で、学校給食費その他の公会計化が適切な学校徴収金の公会計化を行い、その徴収及び管理を行うこと。また、直ちに公会計化を行うことが困難であり、又は適切でない学校徴収金については、当該学校徴収金の目的である物品又はサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法によるものとすること。

④　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等　地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとすること。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、副校長又は教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとすること。

⑤　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応　服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築すること。

ロ　教師以外が積極的に参画すべき業務（次の⑥から⑬までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑥から⑬までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手（ハにおいて「支援スタッフ等」という。）のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講ずること。

⑥　調査・統計等への回答　教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等（第４章において「学校調査等」という。）の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図りつつ、教育職員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員が中心となって回答するものとすること。

⑦　学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理　当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討すること。

⑧　ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理　教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び情報通信技術支援員が中心となって行いつつ、地域の実情に応じ、民間事業者等への委託も積極的に検討すること。

⑨　学校プールや体育館等の施設・設備の管理　教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、その管理業務については、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託等のほか、特に学校プールや体育館等を地域住民等に開放する場合には、指定管理者制度の活用その他の方法を積極的に検討すること。また、学校の職員が学校プールの管理を行う場合には、例えば、自動で給水を止めるためのシステムの導入等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することを積極的に検討すること。

⑩　校舎の開錠・施錠　機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備すること。

⑪　児童生徒の休み時間における安全への配慮　休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑫　校内清掃　学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進すること。

⑬　部活動　スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ　教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（次の⑭から⑲までの業務その他これらに準ずる業務をいう。）について、当該⑭から⑲までに定めるところにより、業務量の縮減、デジタル技術の活用の推進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進その他の教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講ずること。

⑭　給食の時間における対応　給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施すること。その際、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進すること。

⑮　授業準備　教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進すること。

⑯　学習評価や成績処理　採点作業や宿題の提出状況の確認その他の補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。また、入学者選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進すること。

⑰　学校行事の準備・運営　修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討すること。

⑱　進路指導の準備　生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進すること。

⑲　支援が必要な児童生徒・家庭への対応　児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師との協働を促進すること。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること。また、地方公共団体等の関係機関に対して、これらに必要な体制の確保に積極的に参画するよう促すこと。

⑶　所管に属する各学校における次に掲げる措置の推進を通じ、教育職員が担う業務の適正化を図ること。

イ　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において定められる授業時数の標準を大きく上回って編成されている教育課程を当該学校の指導体制に見合うものとなるようにするとともに、年間授業週数の実態に応じて１日及び１週間当たりの授業時数を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する観点から、教育課程の見直しを行うこと。その際、始業日の設定に当たっては、教育課程の編成・実施に係る年度当初の準備の負担の観点にも留意すること。

ロ　学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合すること。

ハ　学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。

ニ　デジタル技術を活用した校務の効率化を推進すること。

ホ　職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備すること。

ヘ　教育職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に応対する必要のない環境を整備すること。

ト　学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにすること。

⑷　教育職員、事務職員及び支援スタッフ（地方公共団体独自の財源によるものを含む。）の体制を充実すること。

⑸　教育職員の産前産後休暇及び育児休業等の取得に伴い学校に配置される教育職員その他の教育職員について、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めること。

⑹　教育職員の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。ここでいう一定時間は、１箇月時間外在校等時間80時間を目安とすること。

⑺　終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は、11時間を目安とすること。

⑻　教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。また、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行うこと。

⑼　心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑽　年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑾　早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図ること。

⑿　上限方針及び実施計画の策定等に当たっては、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長。以下同じ。）と当該上限方針及び実施計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。また、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

第４節　第１節から第３節に記載の措置等を講ずるに当たっての留意事項

⑴　教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

⑵　本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

⑶　上限方針及び実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く上限方針及び実施計画の周知を図るものとする。

⑷　教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、地方公共団体の関係部局や関係機関の協力を得ることが重要であることから、教育委員会においては、総合教育会議における協議等を通じて、これらの地方公共団体の関係部局等との密接な連携を図るものとする。

⑸　教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るに当たっては、各学校の教育職員の在校等時間の状況及び各学校において実施される業務量管理・健康確保措置の内容等について保護者及び地域住民その他の関係者の理解を得ることも重要であることから、教育委員会においては、その所管に属する各学校への学校運営協議会の設置及び活用を推進するものとする。また、学校運営協議会を未設置の学校においても、学校運営協議会の類似の仕組みや学校評議員の仕組み等を活用しながら、地域と学校の連携を促進し、学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化を図るものとする。

⑹　都道府県及び指定都市においては、給特法第７条第１項の規定の趣旨を踏まえ、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑺　都道府県教育委員会においては、給特法第８条第５項に基づき、市町村（特別区を含み、指定都市を除く。この節において同じ。）の教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。特に、市町村教育委員会が、指針に即した実施計画の策定に困難を抱えている場合や、実施計画の実施状況が著しく不十分な場合など、市町村教育委員会が実施計画の策定・公表などに関し、法律上の義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、都道府県教育委員会は、積極的に指導助言等を行うものとする。

⑻　各学校において、教育職員の業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るためには、校長等の学校の管理職の果たす役割が大きい。具体的には、管理職は、教育職員の勤務状況等を把握し、教育職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、学校の教職員の全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むよう、管理職に促すものとする。

⑼　校長等の学校の管理職の人事評価の評価項目や研修内容に、学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関することを加え、学校の管理職としての資質能力の向上につながるよう取り組むものとする。

第３章　長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制

第１節　目的

教育職員に対する一年単位の変形労働時間制（給特法第５条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第３項の規定により読み替えて適用する労働基準法（第２節⑵において「読替え後の労働基準法」という。）第32条の４の規定による一年単位の変形労働時間制をいう。）の適用は、学校において学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第１項の規定による夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（以下「長期休業期間等」という。）が存在し、教育職員の業務について、年間を通じた在校等時間の多寡が生じることが見込まれることを踏まえ、本制度により長期休業期間等において休日を集中して確保することで、教育職員の休息の時間等を確保し、ひいては児童生徒等に対して効果的な教育活動を行うことに資するとともに、教育職員の職としての魅力の向上に資することにより意欲と能力のある人材が教育職員として任用され、学校教育の水準の維持向上を図ることを目的に掲げるものである。

このため、本制度は、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用すべきものであり、本制度を適用する場合に服務監督教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置等について次のとおり定める。

第２節　長期休業期間等における集中した休日の確保のため一年単位の変形労働時間制を適用する場合に服務監督教育委員会等が講ずべき措置

⑴　本制度が適用される教育職員についての第１章第３節に規定する上限時間の適用については、同節中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とする。

⑵　本制度を適用するに当たっては、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第１章第３節に規定する上限の範囲内であることを前提としている。

服務監督教育委員会及び校長は、こうした本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする対象期間（読替え後の労働基準法第32条の４第１項第２号に規定する対象期間をいう。以下この節において同じ。）の初日の属する年度の前年度において教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が第１章第３節に規定する上限の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認し、適用しようとする対象期間において当該教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が⑴の規定により読み替えられた第１章第３節に規定する上限の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うこと。

また、本制度の適用を行った後においても、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を⑴の規定により読み替えられた第１章第３節に規定する上限の範囲内とすること。

⑶　本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員について次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ　タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による在校等時間の把握を行うこと。

ロ　担当する部活動の休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。

ハ　通常の正規の勤務時間（それぞれの日における本制度を適用しない場合の正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成６年法律第33号。ホにおいて「勤務時間法」という。）第５条、第６条、第８条、第11条及び第12条の規定に相当する条例の規定による勤務時間をいう。以下この節において同じ。）を超える勤務時間の割振りについては、長期休業期間等において確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校における諸行事が行われる時期その他の本制度の対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと。

ニ　通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振る日において、本制度の適用前と比較して、通常の正規の勤務時間を超えて勤務時間を割り振ったことを理由とした担当授業数の追加及び部活動その他児童生徒等の活動に係る時間の延長又は追加並びに本制度の適用前には当該教育職員が所属する学校において行われていなかった業務の当該教育職員への新たな付加により在校等時間を増加させることがないよう、留意すること。

ホ　本制度の適用前と比較して、所定の勤務時間を通常の正規の勤務時間より短くする日（勤務時間法第８条の規定に相当する条例の規定に基づき勤務日のうち４時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該４時間の勤務時間を同法第６条第１項又は第４項の規定に相当する条例の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合における当該勤務日を除く。）については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等において連続して設定すること。

ヘ　終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること（勤務間インターバル）。ここでいう一定時間は、11時間を目安とすること。

⑷　本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度を適用する教育職員が属する学校について次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ　本制度の適用前と比較して、部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること。

ロ　超勤４項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議、研修その他の本制度が適用される教育職員であるか否かにかかわらず参加を要する業務については、通常の正規の勤務時間内において行うこと。

ハ　本制度を全ての教育職員に対して画一的に適用するのではなく、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるよう配慮すること。

⑸　本制度を適用するに当たっては、服務監督教育委員会及び校長は、勤務時間、休憩時間及び休日の確保等に関する労働基準法、地方公務員法、給特法その他の関係法令の規定を遵守するとともに、文部科学省から発出する通知等について留意すること。

⑹　服務監督教育委員会は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置に関し、人事委員会と認識を共有するとともに、人事委員会の求めに応じてその実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。

⑺　服務監督教育委員会及び校長は、本制度に関して本指針に定める事項を踏まえて講ずる措置その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずる措置について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。

第４章　文部科学省の取組について

文部科学省は、次に掲げる事項その他の取組を進めることとする。

⑴　教職員や支援スタッフなど学校の指導・運営体制の充実を図るとともに、地域と学校の連携を促進するための環境整備を図ること。また、第２章第３節に掲げる措置が効果的に講じられるよう、行政による学校問題解決のための支援体制の構築支援や、部活動の地域展開・地域連携の推進、校務ＤＸの推進、ＩＣＴ機器等の活用支援、教育職員のメンタルヘルス対策を含めた労働安全衛生管理体制の整備推進、学校調査等の精選及びデジタル技術の活用等による負担軽減、関係団体による学校調査等の精選及び負担軽減並びに作品コンクールにおける学校に求める作業の軽減に係る働きかけなど、必要な取組を進めること。

⑵　業務量の適切な管理及び長期休業期間等における集中した休日の確保のための一年単位の変形労働時間制に関して本指針に定める事項その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置について、教育関係者、保護者及び地域住民等の理解が得られるよう、それらの者に対して広く周知を図ること。

⑶　文部科学省は、適宜、各都道府県教育委員会及び各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表すること。

⑷　都道府県教育委員会及び服務監督教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置の効果的な実施に資する情報の提供等の助言及び指導を行うこと。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から適用する。

○国土交通省告示第八百九十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和七年九月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令７ 第4003号	鉄道の旅客運賃の上限変更認可	西日本鉄道株式会社	すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。 1　鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 （単位：円） ３キロまで　180 ３キロを超え６キロまで　240 ６キロを超え９キロまで　300 ９キロを超え13キロまで　360 13キロを超え17キロまで　420 17キロを超え21キロまで　480 21キロを超え26キロまで　540 26キロを超え31キロまで　600 31キロを超え36キロまで　660 36キロを超え41キロまで　720 41キロを超え46キロまで　780 46キロを超え51キロまで　840 51キロを超え56キロまで　900 56キロを超え61キロまで　960 61キロを超え66キロまで　1,020 66キロを超え71キロまで　1,080 71キロを超え75キロまで　1,140 2　鉄道の定期旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 通勤定期旅客運賃（１か月） （単位：円） １キロまで　6,950 １キロを超え２キロまで　7,440 ２キロを超え３キロまで　7,930 ３キロを超え４キロまで　8,650 ４キロを超え５キロまで　9,370 ５キロを超え６キロまで　10,090 ６キロを超え７キロまで　10,690 ７キロを超え８キロまで　11,290 ８キロを超え９キロまで　11,890 ９キロを超え10キロまで　12,490 10キロを超え11キロまで　13,090 11キロを超え12キロまで　13,690 12キロを超え13キロまで　14,290 13キロを超え14キロまで　14,890 14キロを超え15キロまで　15,490 15キロを超え16キロまで　16,090 16キロを超え17キロまで　16,690 17キロを超え18キロまで　17,290 18キロを超え19キロまで　17,890 19キロを超え20キロまで　18,490 20キロを超え21キロまで　19,090 21キロを超え22キロまで　19,690 22キロを超え23キロまで　20,290 23キロを超え24キロまで　20,890 24キロを超え25キロまで　21,380 25キロを超え26キロまで　21,870 26キロを超え27キロまで　22,360 27キロを超え28キロまで　22,850 28キロを超え29キロまで　23,340 29キロを超え30キロまで　23,830 30キロを超え31キロまで　24,320 31キロを超え32キロまで　24,810 32キロを超え33キロまで　25,170

33キロを超え34キロまで	25,530
34キロを超え35キロまで	25,890
35キロを超え36キロまで	26,250
36キロを超え37キロまで	26,610
37キロを超え38キロまで	26,970
38キロを超え39キロまで	27,330
39キロを超え40キロまで	27,690
40キロを超え41キロまで	28,050
41キロを超え42キロまで	28,410
42キロを超え43キロまで	28,770
43キロを超え44キロまで	29,130
44キロを超え45キロまで	29,490
45キロを超え46キロまで	29,850
46キロを超え47キロまで	30,210
47キロを超え48キロまで	30,570
48キロを超え49キロまで	30,930
49キロを超え50キロまで	31,180
50キロを超え51キロまで	31,430
51キロを超え52キロまで	31,680
52キロを超え53キロまで	31,930
53キロを超え54キロまで	32,180
54キロを超え55キロまで	32,430
55キロを超え56キロまで	32,680
56キロを超え57キロまで	32,930
57キロを超え58キロまで	33,180
58キロを超え59キロまで	33,390
59キロを超え60キロまで	33,600
60キロを超え61キロまで	33,810
61キロを超え62キロまで	34,020
62キロを超え63キロまで	34,230
63キロを超え64キロまで	34,440
64キロを超え65キロまで	34,650
65キロを超え66キロまで	34,860
66キロを超え67キロまで	35,070
67キロを超え68キロまで	35,280
68キロを超え69キロまで	35,490
69キロを超え70キロまで	35,590
70キロを超え71キロまで	35,690
71キロを超え72キロまで	35,790
72キロを超え73キロまで	35,890
73キロを超え74キロまで	35,990
74キロを超え75キロまで	36,090

通学定期旅客運賃（１か月）

（単位：円）

１キロまで	2,250
１キロを超え２キロまで	2,530
２キロを超え３キロまで	2,810
３キロを超え４キロまで	3,090
４キロを超え５キロまで	3,370
５キロを超え６キロまで	3,600
６キロを超え７キロまで	3,830
７キロを超え８キロまで	4,060
８キロを超え９キロまで	4,290
９キロを超え10キロまで	4,520
10キロを超え11キロまで	4,750
11キロを超え12キロまで	4,860
12キロを超え13キロまで	4,970
13キロを超え14キロまで	5,080
14キロを超え15キロまで	5,190
15キロを超え16キロまで	5,300
16キロを超え17キロまで	5,410

17キロを超え18キロまで	5,520
18キロを超え19キロまで	5,570
19キロを超え20キロまで	5,620
20キロを超え21キロまで	5,670
21キロを超え22キロまで	5,720
22キロを超え23キロまで	5,770
23キロを超え24キロまで	5,820
24キロを超え25キロまで	5,870
25キロを超え26キロまで	5,910
26キロを超え27キロまで	5,950
27キロを超え28キロまで	5,990
28キロを超え29キロまで	6,020
29キロを超え30キロまで	6,050
30キロを超え31キロまで	6,080
31キロを超え32キロまで	6,110
32キロを超え33キロまで	6,130
33キロを超え34キロまで	6,150
34キロを超え35キロまで	6,170
35キロを超え36キロまで	6,190
36キロを超え37キロまで	6,210
37キロを超え38キロまで	6,230
38キロを超え39キロまで	6,250
39キロを超え40キロまで	6,270
40キロを超え41キロまで	6,290
41キロを超え42キロまで	6,310
42キロを超え43キロまで	6,330
43キロを超え44キロまで	6,350
44キロを超え45キロまで	6,370
45キロを超え46キロまで	6,390
46キロを超え47キロまで	6,410
47キロを超え48キロまで	6,430
48キロを超え49キロまで	6,450
49キロを超え50キロまで	6,470
50キロを超え51キロまで	6,490
51キロを超え52キロまで	6,510
52キロを超え53キロまで	6,530
53キロを超え54キロまで	6,550
54キロを超え55キロまで	6,570
55キロを超え56キロまで	6,590
56キロを超え57キロまで	6,610
57キロを超え58キロまで	6,630
58キロを超え59キロまで	6,650
59キロを超え60キロまで	6,660
60キロを超え61キロまで	6,670
61キロを超え62キロまで	6,680
62キロを超え63キロまで	6,690
63キロを超え64キロまで	6,700
64キロを超え65キロまで	6,710
65キロを超え66キロまで	6,720
66キロを超え67キロまで	6,730
67キロを超え68キロまで	6,740
68キロを超え69キロまで	6,750
69キロを超え70キロまで	6,760
70キロを超え71キロまで	6,770
71キロを超え72キロまで	6,780
72キロを超え73キロまで	6,790
73キロを超え74キロまで	6,800
74キロを超え75キロまで	6,810

官報告

国家試験

令和７年度司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、令和７年度司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　採用選考審査基準　別紙のとおり

2　選考の内容、期日及び場所

⑴　内容及び方法

ア　審査

選考申込みの内容により、司法修習生採用選考審査基準を満たすかどうかを審査する。

イ　健康状態判定

選考申込みの内容により、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

ウ　面接

ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　その他

選考申込みの内容について調査を行う。

なお、必要に応じて、書類の提出等を求める場合がある。

⑵　面接の期日、場所等

期日　令和８年１月26日（月）から同月28日（水）までの間で、最高裁判所が指定する日時

場所　最高裁判所（東京都千代田区）又は司法研修所（埼玉県和光市）

面接対象者には、令和８年１月16日（金）頃に、場所・時刻等を記載した面接通知書を送付する。

ただし、実施上のやむを得ない事情により、期日又は場所を変更する場合がある。

3　採用の内定及び発令

⑴　採用内定等

申込者に対しては、令和８年１月16日（金）頃に、採用内定通知書又は内定留保通知書を送付する。

なお、選考申込みに当たって虚偽の申告をした等の場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準２⑴エ及び⑶等に該当するものとして採用内定後に内定が取り消され、不採用となることがある。

内定留保者のうち、不採用となった者に対しては、不採用通知書を送付する。

⑵　採用発令日　令和８年３月19日（木）

4　選考の申込方法等

⑴　申込方法

ア　⑵の期間内に「司法修習生採用選考受付フォーム」（以下「受付フォーム」という。）から申込手続を行い、招待メール等を受信した上で、「第79期司法修習生採用選考申込フォーム」（以下「申込フォーム」という。）にサインインし、必要事項を入力する。

イ　提出書類として⑶のとおり必要な書類のデータを提出する。

ウ　受付フォームのＵＲＬは、令和７年11月12日（水）午後５時頃、最高裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyujo/sihosyusyu/saiyo_senkou/index.html）に掲載する予定である。

⑵　申込期間等

ア　受付フォームへの入力

令和７年11月12日（水）午後５時から同月19日（水）正午まで

※　10月下旬頃に最高裁判所ウェブサイト掲載予定の「令和７年度司法修習生採用選考申込手続の手引き」（以下「採用選考申込手続の手引き」という。）」をよく読み、受付フォーム画面の指示に従って、期間内に入力すること。

イ　申込期間（申込フォームへの入力及び提出書類のデータを提出）

令和７年11月12日（水）午後５時以降（申込フォームへのサインインが可能となった時点）から同月28日（金）午後３時まで

※　受付フォームへの入力後、招待メールを受信する前に、「最高裁79期司法修習生採用選考用連絡窓口」から、申込フォームのＵＲＬ等を記載した自動返信メールが送信されるので、採用選考申込手続の手引きをよく読み、申込フォームへのサインインに必要な手続を行い、同フォームに必要事項を入力すること。

なお、申込期間を遵守しなかった場合には、別紙司法修習生採用選考審査基準２⑶に該当するものとして不採用となることがある。

⑶　提出書類

申込みに当たっては、採用選考申込手続の手引き記載の指示に従い、次に掲げる書類のデータを提出する。

ア　司法試験又は別紙司法修習生採用選考審査基準１⑵から⑷までに規定する試験等の合格証書（令和２年度から令和７年度の司法試験合格者を除く。）

イ　戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）又は本籍地及び戸籍筆頭者が記載された住民票の写し（日本国籍を有しない者については、国籍等、外国人住民となった年月日及び在留資格等が記載された住民票の写し）

ウ　以下のうち在籍（退学を含む。）した全ての学校の成績証明書

・　法科大学院の成績証明書

・　大学院の成績証明書

・　大学の成績証明書（教養学部の成績証明書を含む。）

エ　学校の卒業（退学）年月を証する書面（ウに同年月の記載がある場合は不要）

⑷　申込フォームの入力内容に変更が生じた場合

申込期間内は申込フォームの入力内容を変更することができる。

申込期間経過後は採用選考申込手続の手引きの記載に従って変更を届け出ること。

⑸　問合せ先　最高裁判所事務総局人事局任用課試験係　電話　03（4233）5352（直通）

令和７年９月25日　　最高裁判所

（別紙）

司法修習生採用選考審査基準

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

1　次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、２に該当するときを除き、司法修習生として採用する。

⑴　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者（同法第４条第２項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあっては、その合格の発表の日の属する年の４月１日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第２項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）

⑵　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者

⑶　高等試験令（昭和４年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者

⑷　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者

2　司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。

⑴　次のいずれかに該当すること。

ア　心身の故障により修習をすることが困難である者

イ　拘禁刑以上の刑に処せられた者

ウ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ　品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者

オ　ア又はエに準ずる事由がある者

⑵　司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。

ア　成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第１項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者

イ　修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者

ウ　裁判所法第67条第１項の試験に連続して３回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第１項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。

エ　ア又はイに準ずる事由がある者

⑶　司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。

付　記

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮に処せられた者は、この審査基準の記２の⑴のイの定めの適用については、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

札幌市東区北三十五条東九丁目二番二八号

株式会社ニッコー

代表清算人　種村　愛

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

北海道河東郡音更町木野大通西一丁目一二番地

道東木工有限会社

清算人　浜田　英夫

解散公告

当法人は、令和七年九月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

北海道浦河郡浦河町浦河港埋立地

一般社団法人日高管内漁業振興協会

代表清算人　石井　善広

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

札幌市白石区本通四丁目北五番三一号

株式会社オールデンタルマート

代表清算人　谷脇　光弘

解散公告

当社は、株主総会決議により令和七年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

青森県むつ市緑ヶ丘六番一五号

有限会社ひまわり調剤薬局

清算人　大橋久美子

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

仙台市宮城野区燕沢東三丁目一九番二号

有限会社アルファ空調

清算人　大瀧　綾

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番二八号

株式会社セナークル

代表清算人　洞口　智司

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

栃木県那須塩原市二区町四七八番地七

株式会社中商リサイクルセンター

代表清算人　中上　剛

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

群馬県桐生市本町五丁目五一東武桐生ビル一階ＣＯＣＯＴＯＭＯ一〇二

合同会社Ａｒｍｏｎｉａ

代表社員　角田　真住

解散公告

当社は、令和七年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

埼玉県本庄市けや木一丁目一四番一六号

有限会社さいかち

清算人　小宮　博

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

埼玉県幸手市東四丁目四番二五号

株式会社暁月

代表清算人　髙田　綾香

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

埼玉県所沢市大字上安松一九九番地の九

正安建機有限会社

代表清算人　佐藤　澄子

解散公告

当法人は、令和七年八月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

千葉県浦安市高洲五丁目一番Ｃ－二〇七号

レジアスフォート新浦安

特定非営利活動法人くらしの総合研究所

清算人　山﨑　高寛

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都小平市上水南町二丁目四番一六号

有限会社ジェネシス

清算人　下田　信治

解散公告

当社は、令和七年八月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都江戸川区本一色三丁目三九番一二号

株式会社Yonasindo Intra Pratama

代表清算人　郭　賢良

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社日本企業成長アドバイザーズ

代表清算人　荻巣乃里子

解散公告

当社は、令和七年八月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都府中市清水が丘一丁目一番一四号Ｋ

ＡＳＵＹＡＢＬＤＧ四〇一

株式会社未来建設

代表清算人　田久保裕也

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　一般社団法人１５

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　エスティ１５合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一三号プライムテラス神谷町五階

青森南洋上風力開発合同会社

清算人　ゴードン・ジョン・ホワイト

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都調布市布田六丁目四五番地二九

株式会社ハウスビズ

代表清算人　齋藤　昇

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都豊島区西池袋三丁目二一番四号

株式会社リブート

代表清算人　郷　演仁

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九

株式会社Ｚｔｈｒｅｅｅ

代表清算人　大串　海斗

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都大田区田園調布五丁目五七番一〇号

合同会社一二三

清算人　塚原　永江

解散公告

当法人は、令和七年八月十二日開催の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都豊島区駒込六丁目一八番一号

特定非営利活動法人21世紀社会デザインセンター

清算人　加藤　薫

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都東大和市桜が丘三丁目四四番地の一四

有限会社桜が丘コンタクト

清算人　芦谷三希子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目三〇番五号第三丸昌ハイム一Ｆ　有限会社丸昌

清算人　上野　隆三

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都新宿区西落合四丁目三番一三号

キャッスル西落合五〇八

株式会社ルミナス

代表清算人　奈良　早苗

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都大田区平和島六丁目一番一号

キムコジャパン株式会社

代表清算人　楊　哲　泓

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都港区西麻布四丁目一五番地二―一三〇二

ｔｅｎｓｉｏ合同会社

清算人　羽鳥　智則

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都港区海岸三丁目九番三二号オンワードベイパークビルディング三Ｆ

インティメイツ株式会社

代表清算人　吉野　卓巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ

株式会社ＮＰ　ＧＲＯＵＰ

代表清算人　葛原　誠二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

神奈川県大和市草柳一丁目一九番九―四―一五号室

ＷＬＴ株式会社

代表清算人　兪　　杰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

神奈川県横浜市港北区大倉山七―二九―八

株式会社ＥＸＰ

代表清算人　北畑　　建

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

新潟県妙高市小出雲一丁目二番一〇号

株式会社越田屋よしこし

代表清算人　吉越　俊衣

解散公告

当社は、平成元年十月二十五日午前十時甲府地方裁判所より破産宣告を受けて解散し、平成十七年二月十四日同裁判所の破産廃止決定が確定し、令和七年七月七日同裁判所の決定を受けて清算人が選任されましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

山梨県甲府市下飯田二丁目一一番三二号

富士精工株式会社

代表清算人　石川　善一

事務所　山梨県甲府市相生一丁目二〇番一三号

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

長野県飯田市大瀬木二〇五五番地一

株式会社タイム

代表清算人　田中　義信

解散公告

当社は、令和七年九月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

長野県南佐久郡川上村大字御所平三三三番地本郷団地五号

株式会社要林産

代表清算人　杉山　　要

解散公告

当社は、令和七年八月二十六日開催の株主総会の決議により令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

長野県大町市平一〇六三九番地一

ＫＯＫ株式会社

代表清算人　遠藤　鷹一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

岐阜県各務原市那加西野町一七五番地一

株式会社エコ・リサーチ

代表清算人　畑石　幸人

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

静岡県浜松市中央区入野町九〇二九番地の一

株式会社ぴゅあサポート

代表清算人　伊藤　裕子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

静岡県磐田市上岡田四六四番地

有限会社パーツ技研

清算人　中村　幸世

解散公告

当社は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

愛知県豊橋市下地町字瀬上五三番地の一

有限会社アイチ総合企画

清算人　朽名　成二

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

愛知県名古屋市中村区稲葉地町五丁目四四番地

有限会社ワイエム企画

代表清算人　谷田　佳子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

愛知県岡崎市美合町字生田五八

合同会社平田聖子音楽事務所

清算人　平田　聖子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

京都市伏見区醍醐東大路町三五

ＪＢ＆Ｂ合同会社

清算人　フォヴェル　ジャンバティスト　ジュリアン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

京都市伏見区深草枯木町三二番地一

株式会社ＭＩＹＡＴＡ

代表清算人　宮田　　剛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

大阪市都島区都島北通一丁目二二―二二

ハイム都島四〇三号室　テクーラ株式会社

代表清算人　カンコウホウ

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

大阪市北区天満四丁目一〇番一二号

有限会社エムツー・ファクトリー

清算人　田中　洋充

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

大阪府池田市畑一丁目一八番一二号

合同会社ＧＥＡＲ　ＴＡＩＬＯＲ社

清算人　赤坂　和哉

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

大阪府大阪市中央区内平野町三丁目二番五号

有限会社大阪薬業ライフサービス

代表清算人　結城　勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

大阪市東成区東中本一丁目一一番一五号

有限会社サンケアメディカル

清算人　宮成　睦子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

兵庫県芦屋市大桝町一番一八号

Ｓ＆Ｈ株式会社

代表清算人　橘　和弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

スノーブロッサム株式会社

代表清算人　杉本　亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

舞鶴ファーマシー株式会社

代表清算人　堀江　茂

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

兵庫県西宮市東鳴尾町二丁目二番一一―四一二号

有限会社植田測量設計事務所

代表清算人　植田　豊

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

和歌山市友田町四丁目一番地三　ネバーランド和歌山友田町四〇二

オンリンク株式会社

代表清算人　中口　絵梨

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

岡山県勝田郡奈義町豊沢二九二番地の一一

有限会社廣友鮮魚店

清算人　廣友　孝子

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会決議により令和七年九月一日解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

北九州市八幡東区川淵町八番二七号

株式会社アセット不動産

代表清算人　占部　幸江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

福岡県久留米市東櫛原町五一〇番地一

株式会社長野時計店

代表清算人　長野真智子

解散公告

当法人は、令和七年六月十三日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

熊本市西区花園七丁目三〇番一〇号

ＮＰＯ法人コロボックル・プロジェクト

清算人　清水　稔

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

宮崎市太田二丁目二番一五号

有限会社小村商事

清算人　押川　依子

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

鹿児島市与次郎二丁目三番三五号

株式会社日の丸交通

代表清算人　米盛紀世実

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

鹿児島市与次郎二丁目三番三五号

大隅南海交通株式会社

代表清算人　米盛紀世実

第12期決算公告　令和７年９月25日

川崎市中原区小杉町一丁目529番地１

株式会社ＧＳコーポレーション

代表取締役　木越　勇

貸借対照表の要旨（平成27年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,980
	固定資産	8,839
	資産合計	**20,819**
負債及び純資産の部	流動負債	7,430
	固定負債	57,813
	負債合計	**65,243**
	株主資本	△44,424
	資本金	10,000
	利益剰余金	△54,424
	その他利益剰余金	△54,424
	（うち当期純利益）	(9,002)
	純資産合計	**△44,424**
	負債・純資産合計	**20,819**

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

鹿児島市与次郎二丁目三番三五号

南海交通株式会社

代表清算人　米盛紀世実

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

鹿児島市与次郎二丁目三番三五号

有限会社大保タクシー

清算人　米盛紀世実

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月九日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

岐阜県中津川市駒場一六五三番地

宗教法人常楽寺

清算人　弁護士　山本　亮

連絡先　岐阜県中津川市太田町三―四―二七　山本法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

福岡県遠賀郡芦屋町船頭町一一番一八号

宗教法人安長寺

清算人　神田　亨

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

青森県弘前市大字御幸町八番地一〇

学校法人弘前厚生学院

清算人　鳴海　春輝

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月八日京田辺市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

京都府京田辺市山手東一―六―一

京田辺松井インター西土地区画整理組合

代表清算人　上田　俊次

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月八日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

京都府京田辺市山手東一―六―一

八幡インター南土地区画整理組合

代表清算人　西川　吉之

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

鳥取市上魚町四九番地

医療法人社団松本歯科診療所

清算人　松本　修司

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

福岡県田川郡福智町伊方五三九番地一

農事組合法人広谷営農組合

清算人　髙津　定則

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月二十八日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

東京都世田谷区宮坂一丁目二七番六号

医療法人社団圭仁会

清算人　橋本　圭司

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

新潟市西蒲区巻甲四二一二番地一

医療法人社団たなか医院

清算人　田中健太郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十五日

山口県熊毛郡田布施町大字上田布施二〇二六番地

農事組合法人国木

清算人　岡野　保雄

第十九期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
流動資産	一、一三六、八六五	負債の部計	一、一三六、八六五
資産の部計	一、一三六、八六五	正味財産の部計	一、一三六、八六五
		負債及び正味財産の部計	一、一三六、八六五

令和七年九月二十五日

東京都渋谷区渋谷二―二〇―一二渋谷日永ビル三Ｆ

特定非営利活動法人チーズマスター会

代表理事　大塚　義幸

第13期決算公告　令和７年９月25日

川崎市中原区小杉町一丁目529番地１

株式会社ＧＳコーポレーション

代表取締役　木越　勇

貸借対照表の要旨（平成28年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,511
	固定資産	8,540
	資産合計	**27,051**
負債及び純資産の部	流動負債	9,428
	固定負債	50,740
	負債合計	**60,168**
	株主資本	△33,117
	資本金	10,000
	利益剰余金	△43,117
	その他利益剰余金	△43,117
	（うち当期純利益）	(11,307)
	純資産合計	**△33,117**
	負債・純資産合計	**27,051**

第 20 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目１番41号

トライポッドワークス株式会社

代表取締役社長　佐々木賢一

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,095,896	流動負債	576,278
固定資産	308,033	（うち賞与引当金）	(28,173)
		固定負債	797,159
		株主資本	29,251
		資本金	52,000
		資本剰余金	381,250
		資本準備金	381,250
		利益剰余金	△403,998
		その他利益剰余金	△403,998
		（うち当期純利益）	(9,627)
		新株予約権	1,239
資産合計	**1,403,929**	**負債・純資産合計**	**1,403,929**

第 30 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

東京都港区港南１丁目２番70号
メドトロニックソファモアダネック株式会社
代表取締役　宇佐美英司

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,172	流動負債	13,500
固定資産	4,292	（うち引当金）	(451)
		固定負債	1,284
		（うち引当金）	(1,056)
		株主資本	17,679
		資本金	491
		資本剰余金	505
		資本準備金	505
		利益剰余金	16,683
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	16,660
		（うち当期純利益）	(523)
資産合計	**32,465**	**負債・純資産合計**	**32,465**

姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成及び説明会開催について、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称　関西電力株式会社
代表者　取締役代表執行役社長　森　望
所在地　大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　姫路第一発電所更新計画
種類　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
規模　百九十五万キロワット級

三、対象事業が実施されるべき区域

兵庫県姫路市飾磨区中島三〇五八番一

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

姫路市

五、方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

兵庫県環境部水大気課審査情報班（神戸市中央区下山手通五丁目一〇番一号兵庫県庁三号館一二階）
姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目一番地姫路市役所本庁舎七階）
姫路第一発電所正門守衛室（姫路市飾磨区中島三〇五八番一）
令和七年九月二十五日（木）から令和七年十月二十四日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
縦覧場所の開庁時間に準じます。（ただし、姫路第一発電所正門守衛室は午前九時から午後五時まで）
左記のウェブサイトにて令和七年九月二十五日（木）から令和七年十一月七日（金）まで方法書等をご覧いただけます。
https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2025/pdf/20250924_1j.pdf

六、意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出の対象である方法書の名称、方法書についての環境の保全の見地からのご意見（意見の理由を含む）を日本語により記載し、令和七年十一月七日（金）までに八の問い合わせ先へ書面にてご郵送ください。（当日消印有効）

七、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

令和七年十月二十一日（火）
十八時三十分～二十時（予定）
アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）会議室四〇八及び四〇九（姫路市神屋町一四三番地二）

八、問い合わせ先

〒五三〇－八二七〇
大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号
関西電力株式会社　火力事業本部　火力開発部門　電源開発グループ
電話　〇七〇－二九〇四－五四七九
問い合わせ時間　午前九時から午後五時まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

令和七年九月二十五日
大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号
関西電力株式会社
取締役代表執行役社長　森　望

第16期決算公告　令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　勇
貸借対照表の要旨（平成31年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,437
	固定資産	14,177
	資産合計	**41,614**
負債及び純資産の部	流動負債	6,749
	固定負債	39,989
	負債合計	**46,738**
	株主資本	△5,124
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15,124
	その他利益剰余金	△15,124
	（うち当期純損失）	(6,499)
	純資産合計	**△5,124**
	負債・純資産合計	**41,614**

第15期決算公告　令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　勇
貸借対照表の要旨（平成30年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,683
	固定資産	16,113
	資産合計	**55,796**
負債及び純資産の部	流動負債	8,769
	固定負債	45,652
	負債合計	**54,421**
	株主資本	1,375
	資本金	10,000
	利益剰余金	△8,625
	その他利益剰余金	△8,625
	（うち当期純利益）	(8,444)
	純資産合計	**1,375**
	負債・純資産合計	**55,796**

第14期決算公告　令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　勇
貸借対照表の要旨（平成29年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	37,594
	固定資産	7,142
	資産合計	**44,736**
負債及び純資産の部	流動負債	7,867
	固定負債	43,938
	負債合計	**51,805**
	株主資本	△7,069
	資本金	10,000
	利益剰余金	△17,069
	その他利益剰余金	△17,069
	（うち当期純利益）	(26,048)
	純資産合計	**△7,069**
	負債・純資産合計	**44,736**

第19期決算公告　令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　　勇
貸借対照表の要旨（令和４年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	27,479
	固定資産	15,281
	資産合計	**42,760**
負純資債及産のび部	流動負債	7,276
	固定負債	41,293
	負債合計	**48,569**
	株主資本	△5,809
	資本金	10,000
	利益剰余金	△15,809
	その他利益剰余金	△15,809
	（うち当期純利益）	（5,220）
	純資産合計	**△5,809**
	負債・純資産合計	**42,760**

第18期決算公告　令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　　勇
貸借対照表の要旨（令和３年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,596
	固定資産	12,049
	資産合計	**28,645**
負純資債及産のび部	流動負債	6,995
	固定負債	32,679
	負債合計	**39,674**
	株主資本	△11,029
	資本金	10,000
	利益剰余金	△21,029
	その他利益剰余金	△21,029
	（うち当期純損失）	（105）
	純資産合計	**△11,029**
	負債・純資産合計	**28,645**

第17期決算公告　令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　　勇
貸借対照表の要旨（令和２年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,405
	固定資産	11,577
	資産合計	**29,982**
負純資債及産のび部	流動負債	6,579
	固定負債	34,327
	負債合計	**40,906**
	株主資本	△10,924
	資本金	10,000
	利益剰余金	△20,924
	その他利益剰余金	△20,924
	（うち当期純損失）	（5,800）
	純資産合計	**△10,924**
	負債・純資産合計	**29,982**

第54期決算公告　令和７年９月25日
埼玉県川口市栄町１丁目17番14号
株式会社サンコー
代表取締役社長　池田　　顕
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,353
	固定資産	1,203
	資産合計	**3,556**
負純資債及産のび部	流動負債	494
	固定負債	66
	株主資本	2,996
	資本金	196
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	2,799
	利益準備金	49
	その他利益剰余金	2,750
	（うち当期純利益）	（124）
	負債・純資産合計	**3,556**

第39期決算公告
令和７年９月25日
仙台市宮城野区扇町六丁目４番20号
仙台エルピーガス株式会社
代表取締役社長　中鉢　健嗣
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	259,967
	固定資産	152,968
	合計	**412,935**
負純資債及産のび部	流動負債	57,741
	株主資本	355,194
	資本金	50,000
	利益剰余金	313,434
	利益準備金	12,537
	その他利益剰余金	300,897
	（うち当期純利益）	（17,632）
	自己株式	△8,240
	合計	**412,935**

第62期決算公告
2025年８月26日
宮城県仙台市若林区卸町東三丁目２番７号
東北硝子建材株式会社
代表取締役社長　武沢　庸嘉
貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	136,727
	固定資産	1,609
	合計	**138,336**
負純資債及産のび部	流動負債	103,773
	固定負債	15,091
	株主資本	19,472
	資本金	20,000
	利益剰余金	△529
	（利益準備金）	（60）
	（その他利益剰余金）	（△589）
	（うち当期純損失）	（6,364）
	合計	**138,336**

第８期決算公告
令和７年９月25日
東京都新宿区西新宿七丁目３番４号
株式会社ロジクル
代表取締役　伊藤　祐二
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	78,463
	資産合計	**78,463**
負純資債及産のび部	流動負債	3,863
	株主資本	74,599
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,599
	利益準備金	1,761
	その他利益剰余金	62,837
	（うち当期純利益）	（8,887）
	負債・純資産合計	**78,463**

第65期決算公告
令和７年９月25日
東京都新宿区市谷田町二丁目17番地
株式会社八重洲口会館
代表取締役　後藤　好夫
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,064,739
	固定資産	2,564,728
	資産合計	**7,629,468**
負純資債及産のび部	流動負債	2,886,059
	固定負債	543,304
	株主資本	4,200,105
	資本金	98,060
	利益剰余金	4,102,044
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,077,044
	（うち当期純利益）	（111,642）
	負債・純資産合計	**7,629,468**

第73期決算公告　令和７年５月28日
千葉県船橋市潮見町18番２号
白井運輸株式会社
代表取締役　伊藤　裕司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	711,102
	固定資産	567,514
	資産合計	**1,278,616**
負純資債及産のび部	流動負債	232,255
	固定負債	1,001,199
	負債合計	**1,233,454**
	株主資本	45,162
	資本金	45,000
	利益剰余金	162
	利益準備金	9,550
	その他利益剰余金	△ 9,388
	（うち当期純利益）	（35,229）
	純資産合計	**45,162**
	負債・純資産合計	**1,278,616**

第19期決算公告　令和７年９月25日
東京都港区麻布台一丁目11番10号
株式会社
ジョージクリエイティブカンパニー
代表取締役　萩尾　友樹
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	142
	固定資産	1
	資産合計	**143**
負純資債及産のび部	流動負債	66
	固定負債	11
	株主資本	66
	資本金	3
	利益剰余金	63
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	62
	（うち当期純損失）	（6）
	負債・純資産合計	**143**

第４期決算公告　令和７年９月25日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目８番10号
株式会社メグレナジー
代表取締役　図師　　誠
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	95,734,399
	固定資産	5,651,411
	繰延資産	460,560
	資産合計	**101,846,370**
負純資債及産のび部	流動負債	3,049,779
	株主資本	98,796,591
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	265,000,000
	資本準備金	5,000,000
	その他資本剰余金	260,000,000
	利益剰余金	△171,203,409
	その他利益剰余金	△171,203,409
	（うち当期純損失）	（120,277,878）
	負債・純資産合計	**101,846,370**

第22期決算公告　令和７年９月25日
東京都千代田区飯田橋二丁目14番７号
光ビル４階
株式会社ＭＣＢＩ
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,571
	固定資産	6,394
	資産合計	**164,966**
負純資債及産のび部	流動負債	73,290
	固定負債	46,005
	株主資本	45,669
	資本金	100,000
	資本剰余金	385,448
	資本準備金	225,000
	その他資本剰余金	160,448
	利益剰余金	△439,778
	その他利益剰余金	△439,778
	（うち当期純損失）	（56,242）
	負債・純資産合計	**164,966**

第10期決算公告

令和７年９月25日
東京都新宿区新宿六丁目28番７号
新宿ＥＡＳＴＣＯＵＲＴ２階
株式会社キズキ
代表取締役　安田　祐輔

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	698,582
	固定資産	109,919
	合計	808,501
負債及び純資産の部	流動負債	440,411
	固定負債	132,085
	株主資本	232,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	222,900
	その他利益剰余金	222,900
	（うち当期純利益）	（142,050）
	新株予約権	3,104
	合計	808,501

第37期決算公告

令和７年９月25日
東京都渋谷区広尾一丁目９番18号
株式会社ユータムエンタープライズ
代表取締役　北川　幸弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	39,652
	固定資産	1,800
	合計	41,452
負債及び純資産の部	流動負債	30,723
	固定負債	13,000
	株主資本	△2,271
	資本金	10,000
	利益剰余金	△12,271
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△13,021
	（うち当期純損失）	（14,450）
	合計	41,452

第10期決算公告

令和７年９月25日
東京都港区麻布台一丁目11番10号
株式会社ウィズオレンジ
代表取締役　小山　薫堂

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,888
	資産合計	1,888
負債及び純資産の部	流動負債	35
	株主資本	1,853
	資本金	1,500
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	△1,146
	その他利益剰余金	△1,146
	（うち当期純利益）	（8,093）
	負債・純資産合計	1,888

第53期決算公告

令和７年９月25日
東京都千代田区丸の内１丁目６番５号
石垣メンテナンス株式会社
代表取締役社長　石垣　真

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,609,965
	固定資産	1,093,469
	合計	7,703,434
負債及び純資産の部	流動負債	1,891,538
	固定負債	211,553
	株主資本	5,312,406
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,262,406
	（利益準備金）	（18,000）
	（その他利益剰余金）	（5,244,406）
	評価・換算差額等	287,937
	合計	7,703,434

（注）当期純利益　862,738千円

第６期決算公告

令和７年９月25日
東京都中央区日本橋小網町16番15号
株式会社ＢＩＯＳＳＡ
代表取締役　鈴木　章人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	61,621
	固定資産	5,280
	資産合計	66,901
負債及び純資産の部	流動負債	10,657
	固定負債	172,601
	株主資本	△116,356
	資本金	104,250
	資本剰余金	94,250
	資本準備金	94,250
	利益剰余金	△314,856
	その他利益剰余金	△314,856
	（うち当期純損失）	（283,901）
	負債・純資産合計	66,901

第２期決算公告

令和７年９月25日
東京都中央区日本橋本町二丁目４番７号
一般社団法人自然エネルギーＳＩＰＰ14
代表理事　松村　健一

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	0
	固定資産	200
	資産合計	200
負債純資産及び純資産の部	流動負債	819
	負債合計	819
	基金	200
	利益剰余金	△819
	（うち当期純損失）	（454）
	純資産合計	△619
	負債・純資産合計	200

第41期決算公告

令和７年６月30日
静岡県浜松市浜名区引佐町黒渕44番地
株式会社スミテック
代表取締役　下モ　真史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	976,594
	固定資産	324,956
	資産合計	1,301,549
負債及び純資産の部	流動負債	470,964
	固定負債	12,399
	株主資本	818,186
	資本金	30,000
	利益剰余金	788,186
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	780,686
	（うち当期純利益）	（123,944）
	負債・純資産合計	1,301,549

第34期決算公告

2025年９月25日
静岡県静岡市駿河区南町18番１号
株式会社ケアコネクトジャパン
代表取締役社長　齋藤　芳久

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,510,477
	固定資産	1,729,243
	合計	3,239,720
負債及び純資産の部	流動負債	1,255,450
	固定負債	171,463
	株主資本	1,809,572
	資本金	197,560
	資本剰余金	362,319
	利益剰余金	1,395,554
	（うち当期純利益）	（267,199）
	自己株式	△145,860
	評価・換算差額等	3,233
	合計	3,239,720

第７期決算公告

令和７年９月25日
山梨県北杜市高根町清里3545番地4831
株式会社ゆきだるまかぞく
代表取締役　荻野　宏三

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,297
	固定資産	7,905
	合計	13,203
負債及び純資産の部	流動負債	100
	固定負債	14,977
	株主資本	△ 2,077
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 7,077
	その他利益剰余金	△ 7,077
	（うち当期純損失）	（552）
	評価・換算差額等	203
	その他有価証券評価差額金	203
	合計	13,203

第70期決算公告

令和７年８月29日
大阪市中央区城見２丁目１番61号
三晶株式会社
代表取締役社長　唐川　敦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,169,328
	固定資産	2,117,853
	合計	13,287,181
負債及び純資産の部	流動負債	6,810,789
	固定負債	988,630
	株主資本	5,409,041
	資本金	96,600
	利益剰余金	5,312,441
	利益準備金	24,150
	その他利益剰余金	5,288,291
	（うち当期純利益）	（310,460）
	評価・換算差額等	78,721
	有価証券評価差額金	78,721
	合計	13,287,181

第64期決算公告

令和７年９月25日
京都府京都市左京区下鴨宮河町62番地
株式会社下鴨茶寮
代表取締役　藤田　誠

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	739
	固定資産	424
	資産合計	1,164
負債及び純資産の部	流動負債	282
	賞与引当金	10
	固定負債	412
	退職給付引当金	10
	株主資本	469
	資本金	10
	利益剰余金	459
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	452
	（うち当期純損失）	（149）
	負債・純資産合計	1,164

第62期決算公告

令和７年９月25日
愛知県春日井市如意申町七丁目３番地の４
名古屋紙業株式会社
代表取締役　林　大壱

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	233,590
	固定資産	792,673
	合計	1,026,263
負債及び純資産の部	流動負債	45,058
	固定負債	465,062
	株主資本	517,480
	資本金	11,000
	利益剰余金	506,480
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	503,730
	（うち当期純損失）	（122,636）
	評価・換算差額等	△1,338
	合計	1,026,263

第２期決算公告

令和７年９月25日
岡山市北区田町一丁目10番１号
株式会社ヤマダ商工
代表取締役　山田　哲也

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	111
	固定資産	18,414,027
	合計	18,414,139
負純資産及のび部	株主資本	18,414,139
	資本金	1,000
	資本剰余金	18,414,027
	資本準備金	18,414,027
	利益剰余金	△888
	その他利益剰余金	△888
	（うち当期純損失）	（317）
	合計	18,414,139

第57期決算公告

令和７年９月25日
大阪府松原市天美我堂１丁目53番地の１
株式会社泉建設工業
代表取締役社長　泉　　毅

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,326,242
	固定資産	59,837
	合計	1,386,079
負純資産及のび部	流動負債	589,684
	固定負債	5,500
	株主資本	790,895
	資本金	49,610
	利益剰余金	741,285
	利益準備金	8,569
	その他利益剰余金	732,715
	（うち当期純損失）	（80,072）
	合計	1,386,079

第２期決算公告

令和７年９月25日
大阪府大阪市中央区本町四丁目４番10号
イエント本町ビル７階
Ｌａｄｏｎ株式会社
代表取締役　植野　　哲

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,768
	固定資産	18,361
	資産合計	27,129
負純資産及のび部	流動負債	46,529
	負債合計	46,529
	株主資本	△ 19,400
	資本金	6,000
	利益剰余金	△ 25,400
	その他利益剰余金	△ 25,400
	（うち当期純損失）	（20,740）
	純資産合計	△ 19,400
	負債・純資産合計	27,129

第39期決算公告

令和７年９月３日
鹿児島市樋之口町１番１号
宇検養殖株式会社
代表取締役　加納　修一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	432,893
	固定資産	156,999
	合計	589,893
負純資産及のび部	流動負債	30,559
	固定負債	46,793
	株主資本	512,540
	資本金	10,000
	利益剰余金	502,540
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	500,040
	（うち当期純利益）	（67,497）
	合計	589,893

第23期決算公告

令和７年９月25日
長崎県長崎市勝山町37番地
株式会社長崎イシガキ
代表取締役社長　石垣　　真

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	617,356
	固定資産	2,473
	合計	619,829
負純資産及のび部	流動負債	28,484
	固定負債	7,455
	株主資本	583,890
	資本金	20,000
	利益剰余金	563,890
	（利益準備金）	（5,000）
	（その他利益剰余金）	（558,890）
	合計	619,829

（注）当期純利益　13,806千円

第33期決算公告

令和７年８月27日
岡山県井原市美星町三山1062－４
株式会社ヤマキ
代表取締役　山木　誠一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	18,989
	固定資産	13,265
	合計	32,255
負純資産及のび部	流動負債	8,644
	固定負債	43,660
	株主資本	△ 20,049
	資本金	23,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△ 63,049
	その他利益剰余金	△ 63,049
	（うち当期純損失）	（2,194）
	合計	32,255

第７期決算公告

令和７年９月25日
宮城県仙台市若林区六丁の目元町２番11号
株式会社杜の都エージェント
代表取締役　南　　達哉

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	11,879
	固定資産	6,346
	繰延資産	0
	合計	18,225
負純資産及のび部	流動負債	43,468
	固定負債	105,880
	株主資本	△131,123
	資本金	10,000
	利益剰余金	△141,123
	その他利益剰余金	△141,123
	（うち当期純損失）	（32,334）
	合計	18,225

第12期決算公告

令和７年９月25日
宮城県仙台市若林区六丁の目元町２番11号
皆成ホールディングス株式会社
代表取締役　南　　達哉

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,082
	固定資産	228,000
	合計	233,082
負純資産及のび部	流動負債	8,019
	固定負債	228,666
	株主資本	△3,603
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,603
	その他利益剰余金	△4,603
	（うち当期純利益）	（257）
	合計	233,082

第47期決算公告

令和７年９月25日
宮城県仙台市若林区六丁の目元町２番11号
皆成建設株式会社
代表取締役　南　　達哉

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,292,724
	固定資産	786,469
	繰延資産	0
	合計	2,079,193
負純資産及のび部	流動負債	1,106,284
	固定負債	285,849
	株主資本	687,060
	資本金	30,000
	利益剰余金	657,060
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	647,060
	（うち当期純利益）	（3,546）
	合計	2,079,193

第41期決算公告

令和７年９月24日
沖縄県名護市字安部156番地２
株式会社カヌチャベイリゾート
代表取締役社長　白石　武博

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,043	流動負債	1,446
固定資産	12,179	固定負債	12,437
		退職給付引当金	98
		役員退職慰労引当金	72
		株主資本	△661
		資本金	50
		資本剰余金	280
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	280
		利益剰余金	△992
		その他利益剰余金	△992
		（うち当期純損失）	（456）
		自己株式	—
資産合計	13,222	負債・純資産合計	13,222

第19期決算公告

令和７年９月25日　　東京都港区麻布台一丁目11番10号
株式会社オレンジ
代表取締役　小山　薫堂

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	81	流動負債	176
固定資産	649	固定負債	24
		株主資本	529
		資本金	132
		資本剰余金	111
		資本準備金	92
		その他資本剰余金	18
		利益剰余金	306
		その他利益剰余金	306
		（うち当期純利益）	（10）
		自己株式	△20
資産合計	730	負債・純資産合計	730

第 4 期 決 算 公 告

令和７年９月25日　東京都中央区東日本橋三丁目３番７号
株式会社ミチルワグループ
代表取締役　寄神　拓磨

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	368	流動負債	279
固定資産	4,037	賞与引当金	7
		固定負債	2,423
		株主資本	1,703
		資本金	50
		資本剰余金	1,710
		資本準備金	880
		その他資本剰余金	830
		利益剰余金	△60
		その他利益剰余金	△60
		（うち当期純利益）	（304）
		新株予約権	3
合計	4,405	合計	4,405

第 12 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
東京都中央区東日本橋二丁目22番１号
クロスシー東日本橋ビル８階
株式会社サウンドファン
代表取締役　山地　浩

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,175,136	流動負債	729,613
固定資産	42,709	固定負債	295,546
		株主資本	192,685
		資本金	50,000
		資本剰余金	689,064
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	639,064
		利益剰余金	△546,378
		その他利益剰余金	△546,378
		（うち当期純利益）	（1,544）
資産合計	1,217,845	負債・純資産合計	1,217,845

第 61 期 決 算 公 告

2025年８月27日　新潟県長岡市上塩1400番地３
坂井建設株式会社
代表取締役　坂井　義栄

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,264,068	流動負債	2,614,388
固定資産	360,064	（賞与引当金）	（100,543）
		（完成工事補償引当金）	（123,987）
		固定負債	28,726
		株主資本	981,018
		資本金	20,000
		利益剰余金	961,018
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	956,018
		（うち当期純損失）	（35,234）
資産合計	3,624,133	負債・純資産合計	3,624,133

第 23 期 決 算 公 告

2025年８月27日　北海道帯広市東３条南13丁目２番地１
株式会社ロゴスホーム
代表取締役　谷口　文弥

貸借対照表の要旨　（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,059,911	流動負債	5,582,598
固定資産	2,103,523	（完成工事補償引当金）	（281,152）
		固定負債	1,347,725
		株主資本	1,233,111
		資本金	30,000
		資本剰余金	4,050
		資本準備金	4,050
		利益剰余金	1,199,061
		利益準備金	3,450
		その他利益剰余金	1,195,611
		（うち当期純利益）	（478,431）
資産合計	8,163,435	負債・純資産合計	8,163,435

第 60 期決算公告

2025年９月25日
群馬県安中市中野谷3097番地４
北関コンクリート工業株式会社
代表取締役　木佐貫勝哉

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	287,562
	固定資産	113
	資産合計	287,675
負純資債産及のび部	流動負債	10,206
	株主資本	277,469
	資本金	20,000
	利益剰余金	257,469
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	253,469
	（うち当期純損失）	（466,546）
	負債・純資産合計	287,675

第 50 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
東京都港区港南１丁目２番70号
日本メドトロニック株式会社
代表取締役　宇佐美英司

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	70,088	流動負債	27,114
固定資産	11,350	（うち引当金）	（2,504）
		固定負債	15,034
		（うち引当金）	（5,323）
		株主資本	39,289
		資本金	2,100
		資本剰余金	3,891
		資本準備金	3,891
		利益剰余金	33,298
		利益準備金	290
		その他利益剰余金	33,007
資産合計	81,438	負債・純資産合計	81,438

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月１日　至　令和７年４月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	130,399
売上原価	87,798
売上総利益	42,601
販売費及び一般管理費	34,112
営業利益	8,488
営業外収益	203
営業外費用	95
経常利益	8,597
特別損失	247
税引前当期純利益	8,349
法人税、住民税及び事業税	2,684
法人税等調整額	10
当期純利益	5,654

第 56 期 決 算 公 告

令和７年８月27日
東京都港区三田三丁目４番17号
シンヨー電器株式会社
代表取締役　林　振仁

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,468,193
	固定資産	175,278
	資産合計	1,643,471
負純資債産及のび部	流動負債	751,106
	固定負債	110,400
	株主資本	781,965
	資本金	21,000
	利益剰余金	760,965
	利益準備金	10,500
	その他利益剰余金	750,465
	（うち当期純利益）	（157,911）
	負債・純資産合計	1,643,471

第 20 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
アールイーエフツー・インベストメンツ特定目的会社
取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
特定資産	78,428,850	流動負債	2,090,102
（その他の資産の部）		固定負債	10,647,000
流動資産	3,501,038	（純資産の部）	
		社員資本	69,192,786
		特定資本金	30,000
		優先資本金	69,905,000
		剰余金	△742,213
		当期未処理損失	742,213
資産合計	81,929,888	負債・純資産合計	81,929,888

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	741,354
営業損失	741,354
営業外収益	0
経常損失	741,003
税引前当期純損失	741,003
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	742,213
当期未処理損失	742,213

第 66 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

株式会社石垣

代表取締役社長　石垣　　真

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	27,018	流動負債	16,531
固定資産	6,528	固定負債	2,659
有形固定資産	4,562	**負債合計**	**19,190**
無形固定資産	167	株主資本	14,245
投資その他の資産	1,799	資本金	100
		資本剰余金	410
		資本準備金	410
		利益剰余金	13,735
		利益準備金	127
		その他利益剰余金	13,607
		評価・換算差額等	111
		純資産合計	**14,356**
資産合計	**33,547**	**負債・純資産合計**	**33,547**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	25,541
売上原価	18,060
売上総利益	7,480
販売費及び一般管理費	4,826
営業利益	2,654
営業外収益	150
営業外費用	107
経常利益	2,697
特別利益	0
特別損失	9
税引前当期純利益	2,687
法人税、住民税及び事業税	799
法人税等調整額	△23
当期純利益	1,911

第 31 期決算公告

令和７年９月25日

東京都千代田区神田須田町１－18

株式会社日本プレミアム

代表取締役　柳沼　紀之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	101,894
	固定資産	20,389
	繰延資産	10,253
	資産合計	**132,536**
負債及び純資産の部	流動負債	165,283
	固定負債	3,618
	株主資本	△36,365
	資本金	65,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△116,365
	その他利益剰余金	△116,365
	（うち当期純損失）	（36,365）
	負債・純資産合計	**132,536**

第 76 期 決 算 公 告

令和７年９月12日

新潟県燕市小池285番地

フジイコーポレーション株式会社

代表取締役社長　藤井　大介

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,591,657	流動負債	329,006
固定資産	717,378	固定負債	1,352,120
有形固定資産	583,374	引当金	15,000
無形固定資産	13,083	株主資本	1,612,909
投資その他の資産	120,921	資本金	12,000
		利益剰余金	1,602,654
		利益準備金	4,000
		その他利益剰余金	1,598,654
		自己株式	△1,745
資産合計	**3,309,035**	**負債・純資産合計**	**3,309,035**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,341,702
売上原価	882,091
売上総利益	459,611
販売費及び一般管理費	374,913
営業利益	84,698
営業外損益	20,963
経常利益	105,661
特別損益	△51,885
税引前当期純利益	53,776
法人税、住民税及び事業税	1,085
当期純利益	52,691

第 25 期決算公告

令和７年９月25日

東京都港区三田一丁目２番18号

株式会社プロトリーフ

代表取締役　佐藤　崇嗣

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,937,993
	固定資産	87,438
	資産合計	**2,025,431**
負債及び純資産の部	流動負債	1,272,325
	固定負債	264,612
	株主資本	488,493
	資本金	56,000
	資本剰余金	36,000
	資本準備金	36,000
	利益剰余金	396,493
	その他利益剰余金	396,493
	（うち当期純利益）	（44,746）
	負債・純資産合計	**2,025,431**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

茨城県神栖市波崎6095番地34

株式会社波崎ハイミール

代表取締役　石田　和芳

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	433,776
	固定資産	2,179,566
	合計	**2,613,342**
負債及び純資産の部	流動負債	45,142
	固定負債	3,100,000
	株主資本	△531,799
	資本金	80,000
	利益剰余金	△611,799
	その他利益剰余金	△611,799
	（うち当期純損失）	（370,022）
	合計	**2,613,342**

合併公告

当社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月三十一日に予定しております。

ここに合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、翌最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年九月二十五日

（甲）茨城県神栖市波崎九〇五七番地の二　株式会社波崎六〇九　代表取締役　石田　洋一

（乙）茨城県神栖市波崎九〇五七番地の二　株式会社波崎ハイミール　代表取締役　石田　和芳

（甲）http://www.kakuishi.com

（乙）左記のとおりです。

第 13 期決算公告

令和７年９月25日

東京都台東区東上野４－13－９　ＲＯＵＴＥ89ＢＬＤＧ．

株式会社キッチハイク

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	963,232
	固定資産	33,249
	資産合計	**996,482**
負債及び純資産の部	流動負債	244,477
	固定負債	240,000
	株主資本	512,004
	資本金	50,000
	資本剰余金	548,427
	資本準備金	543,427
	自己株処分差益	5,000
	利益剰余金	△86,423
	その他利益剰余金	△86,423
	（うち当期純損失）	（86,423）
	負債・純資産合計	**996,482**

第 41 期決算公告

令和７年９月25日

埼玉県さいたま市北区本郷町955番地

株式会社データメート

代表取締役　大野　勝祥

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,087
	固定資産	322
	合計	**4,409**
負債及び純資産の部	流動負債	3,231
	固定負債	3,900
	株主資本	△2,722
	資本金	20,000
	利益剰余金	△22,722
	その他利益剰余金	△22,722
	（うち当期純損失）	（2,722）
	合計	**4,409**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

埼玉県さいたま市北区本郷町九五五番地　株式会社データメート　代表取締役　大野　勝祥

第 67 期決算公告

令和７年８月22日

東京都国分寺市光町２丁目１番地37

株式会社ジェイアール総研サービス

代表取締役　青木　俊幸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	758
	固定資産	76
	合計	**834**
負債及び純資産の部	流動負債	115
	固定負債	34
	株主資本	685
	資本金	20
	利益剰余金	665
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	660
	（うち当期純利益）	（56）
	合計	**834**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都新宿区北新宿一丁目一番一〇号
株式会社ラック
代表取締役　岩田　勝俊

第35期決算公告

令和７年９月25日
東京都新宿区北新宿一丁目１番10号
株式会社ラック
代表取締役　岩田　勝俊

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	65,406
	固定資産	972
	資産合計	66,379
負債及び純資産の部	流動負債	9,084
	固定負債	16,000
	株主資本	41,294
	資本金	35,000
	利益剰余金	6,294
	その他利益剰余金	6,294
	（うち当期純利益）	(3,467)
	負債・純資産合計	66,379

第27期決算公告　令和７年９月25日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目21番１号
株式会社イーライフ
代表取締役　藤原誠一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	728
	固定資産	176
	資産合計	905
負債及び純資産の部	流動負債	284
	株主資本	620
	資本金	100
	資本剰余金	321
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	221
	利益剰余金	1,087
	その他利益剰余金	1,087
	（うち当期純損失）	(30)
	自己株式	△888
	負債・純資産合計	905

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都三鷹市新川三丁目一三番五号
株式会社ベネフィット
代表取締役　田中　一郎

決算公告　令和７年９月25日

東京都三鷹市新川三丁目13番５号
株式会社ベネフィット
代表取締役　田中　一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,933
	固定資産	17,088
	資産合計	25,022
負債及び純資産の部	流動負債	9,392
	株主資本	15,629
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,629
	その他利益剰余金	5,629
	（うち当期純損失）	(246)
	負債・純資産合計	25,022

第40期決算公告　令和７年９月25日
東京都千代田区麹町四丁目２番地
株式会社コーエイシステム
取締役社長　小笠原　睦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,183,730
	固定資産	314,431
	合計	1,498,161
負債及び純資産の部	流動負債	181,450
	賞与引当金	22,118
	固定負債	498,868
	退職給付引当金	498,868
	株主資本	817,843
	資本金	90,000
	利益剰余金	727,843
	利益準備金	32,825
	その他利益剰余金	695,018
	（うち当期純利益）	(72,150)
	合計	1,498,161

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都新宿区矢来町八五番地
（甲）株式会社ＩＥＳマネジメント
代表取締役　中川　徳生
東京都新宿区矢来町八五番地
（乙）株式会社ＩＥＳ
代表取締役　中川　徳生

第20期決算公告　令和７年９月25日
東京都新宿区矢来町85番地
株式会社ＩＥＳ
代表取締役　中川　徳夫

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,158
	固定資産	309,397
	合計	326,555
負債及び純資産の部	流動負債	84,588
	固定負債	147,935
	株主資本	94,032
	資本金	10,000
	利益剰余金	84,032
	その他利益剰余金	84,032
	（繰越利益剰余金）	(84,032)
	（うち当期純利益）	(15,621)
	合計	326,555

第11期決算公告

令和７年８月29日
東京都豊島区西池袋５丁目13番13号
株式会社東都観光企業総轄本社
代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,003
	固定資産	17,484
	合計	19,487
負債及び純資産の部	流動負債	919
	固定負債	9,535
	株主資本	9,033
	資本金	10
	利益剰余金	9,023
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	9,021
	（うち当期純利益）	(2,077)
	合計	19,487

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

名古屋市北区中切町五丁目一七番地
株式会社医療給食
代表取締役　藤川　将吾

第28期決算公告

令和７年９月25日
名古屋市北区中切町五丁目17番地
株式会社医療給食
代表取締役　藤川　将吾

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,399,190
	固定資産	2,901,763
	合計	5,300,954
負債及び純資産の部	流動負債	132,831
	固定負債	1,015,418
	株主資本	4,152,703
	資本金	60,000
	利益剰余金	4,092,703
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	4,077,703
	（うち当期純利益）	(69,255)
	合計	5,300,954

第24期決算公告　令和７年９月４日
東京都千代田区神田錦町２丁目７番地
株式会社日本カタログス
代表取締役社長　藤戸　克己

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,881
	固定資産	4,871
	資産合計	59,752
負債及び純資産の部	流動負債	20,600
	固定負債	25,000
	負債合計	45,600
	株主資本	14,152
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,152
	その他利益剰余金	4,152
	（うち当期純損失）	(969)
	純資産合計	14,152
	負債・純資産合計	59,752

第13期決算公告

令和７年９月25日
名古屋市千種区内山三丁目９番23号
株式会社ティーズ
代表取締役　大田　富啓

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	121,336
	固定資産	11,412
	合計	132,749
負債及び純資産の部	流動負債	8,194
	固定負債	144,263
	株主資本	△19,708
	資本金	500
	利益剰余金	△20,208
	その他利益剰余金	△20,208
	（うち当期純損失）	（15,768）
	合計	132,749

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
令和七年九月二十五日
愛知県春日井市如意申町一丁目三番三
（甲）株式会社Ｆａｉｒ　Ｔｒｅｓ
代表取締役　吉田　章紘
名古屋市千種区内山三丁目九番二三号
（乙）株式会社ティーズ
代表取締役　大田　富啓

第４期決算公告

令和７年９月25日
東京都中央区東日本橋三丁目３番７号
株式会社こぱんはうすさくら
代表取締役　藤林　誠

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	202
	固定資産	496
	合計	699
負債及び純資産の部	流動負債	151
	賞与引当金	2
	固定負債	3
	株主資本	545
	資本金	50
	資本剰余金	36
	資本準備金	36
	利益剰余金	459
	その他利益剰余金	459
	（うち当期純利益）	（197）
	合計	699

決　算　公　告

令和７年９月25日
名古屋市中村区名駅南五丁目４番19号401
ここちよい株式会社
（旧商号　合同会社カンジルマーケティングジャパン）
代表取締役　稲葉　陽祐

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,480
	固定資産	9,737
	合計	17,217
負債及び純資産の部	流動負債	1,984
	固定負債	11,642
	株主資本	3,591
	資本金	500
	利益剰余金	3,091
	その他利益剰余金	3,091
	（うち当期純利益）	（2,744）
	合計	17,217

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十五日
名古屋市中村区名駅南五丁目四番一九号四〇一
（甲）ここちよい株式会社
代表取締役　稲葉　陽祐
愛知県あま市甚目寺乾出六四―一
（乙）合同会社ＣＡＮＺＥＡＬ
代表社員　稲葉　侑希

第20期決算公告

令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　勇

貸借対照表の要旨（令和５年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	53,287
	固定資産	11,893
	資産合計	65,180
負債及び純資産の部	流動負債	16,189
	固定負債	34,319
	負債合計	50,508
	株主資本	14,672
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,672
	その他利益剰余金	4,672
	（うち当期純利益）	（20,481）
	純資産合計	14,672
	負債・純資産合計	65,180

第36期決算公告

令和７年９月25日
愛媛県伊予市下吾川1874番地５
株式会社ヤツヅカ
代表取締役　八束　和志

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	229,462
	固定資産	504,991
	合計	734,453
負債及び純資産の部	流動負債	207,157
	固定負債	429,997
	株主資本	97,299
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,299
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	87,099
	（うち当期純利益）	（22,761）
	合計	734,453

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九千七百二十九万九千五百二十七円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十五日
愛媛県伊予市下吾川一八七四番地五
株式会社ヤツヅカ
代表取締役　八束　和志

第21期決算公告

令和７年９月25日
川崎市中原区小杉町一丁目529番地１
株式会社ＧＳコーポレーション
代表取締役　木越　勇

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	75,969
	固定資産	10,154
	資産合計	86,123
負債及び純資産の部	流動負債	18,716
	固定負債	27,890
	負債合計	46,606
	株主資本	39,517
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,517
	その他利益剰余金	29,517
	（うち当期純利益）	（24,845）
	純資産合計	39,517
	負債・純資産合計	86,123

第　20　期　決　算　公　告

令和７年９月25日
東京都中央区銀座一丁目６番11号
ホワイトベース特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	33,442,137	流動負債	332,453
流動資産	3,621,097	固定負債	24,330,292
固定資産	29,821,039	負債合計	24,662,745
その他資産	468,227	社員資本	9,247,619
流動資産	430,316	特定資本金	100
固定資産	933	優先資本金	9,036,000
投資その他の資産	933	剰余金	211,519
繰延資産	36,977	当期未処分利益	211,519
		純資産合計	9,247,619
資産合計	33,910,364	負債・純資産合計	33,910,364

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,098,078
営業費用	887,189
営業利益	210,888
営業外収益	1,512
経常利益	212,401
税引前当期純利益	212,401
法人税、住民税及び事業税	881
当期純利益	211,519

第12期決算公告

令和７年９月25日
石川県金沢市広岡一丁目２番14号
株式会社ヴィストコンサルティング
代表取締役　寄神　拓磨

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	81,967
	固定資産	0
	合計	81,967
負債及び純資産の部	流動負債	267
	固定負債	86,708
	株主資本	△5,008
	資本金	6,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△11,008
	その他利益剰余金	△11,008
	（うち当期純損失）	（680）
	合計	81,967

第36期決算公告

2025年９月25日

福井県福井市今市町66号20番地の２

ホクコンマテリアル株式会社

代表取締役　惠美　健一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,910,525
	固定資産	132,880
	資産合計	**2,043,406**
負純資産債及のび部	流動負債	1,134,267
	（賞与引当金）	(23,178)
	株主資本	909,138
	資本金	50,000
	利益剰余金	859,138
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	858,238
	（うち当期純利益）	(171,185)
	負債・純資産合計	**2,043,406**

第５期決算公告

令和７年９月25日

東京都中央区銀座一丁目６番11号

シード特定目的会社

取締役　壽命　正晃

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	22,667,347	流動負債	6,879
固定資産	22,667,347	固定負債	100,000
その他資産	5,457,498	**負債合計**	**106,879**
流動資産	5,455,389	社員資本	28,017,966
繰延資産	2,109	特定資本金	100
		優先資本金	24,605,500
		剰余金	3,412,366
		当期未処分利益	3,412,366
		純資産合計	**28,017,966**
資産合計	**28,124,845**	**負債・純資産合計**	**28,124,845**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,349,237
営業費用	△155,806
営業利益	3,505,043
営業外収益	21
経常利益	3,505,065
税引前当期純利益	3,505,065
法人税、住民税及び事業税	2,296
当期純利益	3,502,769

第31期決算公告

2025年９月25日

福井県福井市今市町66号20番地の２

アイビーソリューション株式会社

代表取締役　酒井　長巳

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	437,664
	固定資産	12,729
	資産合計	**450,393**
負純資産債及のび部	流動負債	130,952
	（賞与引当金）	(10,047)
	株主資本	319,441
	資本金	30,000
	利益剰余金	289,441
	その他利益剰余金	289,441
	（うち当期純利益）	(17,694)
	負債・純資産合計	**450,393**

決算公告

令和７年９月25日

東京都杉並区高円寺北三丁目42番13号

株式会社ＥＸＥＪＡＰＡＮ

代表取締役　深川　幸男

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,250
	固定資産	8,158
	合計	**23,408**
負純資産債及のび部	流動負債	4,079
	固定負債	3,964
	株主資本	15,364
	資本金	11,500
	利益剰余金	3,864
	その他利益剰余金	3,864
	（うち当期純利益）	(10,197)
	合計	**23,408**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金百五十万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十九日であり、株主総会の決議は令和七年九月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都杉並区高円寺北三丁目四二番一三号

株式会社ＥＸＥＪＡＰＡＮ

代表取締役　深川　幸男

第16期決算公告

2025年９月25日

福井県福井市今市町66号20番地の２

株式会社ホクコンプロダクト

代表取締役　齋藤　和浩

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	108,774
	固定資産	107,480
	資産合計	**216,255**
負純資産債及のび部	流動負債	126,570
	（賞与引当金）	(55,948)
	固定負債	238,686
	（退職給付引当金）	(238,686)
	株主資本	△149,001
	資本金	20,000
	利益剰余金	△169,001
	その他利益剰余金	△169,001
	（うち当期純損失）	(23,057)
	負債・純資産合計	**216,255**

第17期決算公告

令和７年９月25日

神奈川県横須賀市岩戸三丁目38番４号第一ベストビル２Ｆ

株式会社若武者ケア湘南

代表取締役　佐藤　雅樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,860
	固定資産	58,000
	繰延資産	50
	合計	**167,912**
負純資産債及のび部	流動負債	74,934
	固定負債	57,844
	株主資本	35,132
	資本金	20,000
	利益剰余金	15,132
	その他利益剰余金	15,132
	（うち当期純利益）	(18,117)
	合計	**167,912**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

神奈川県横須賀市岩戸三丁目三八番四号

第一ベストビル二Ｆ

（甲）株式会社若武者ケア湘南

代表取締役　佐藤　雅樹

神奈川県横須賀市岩戸三―三八―四第一ベストビル二Ｆ

（乙）合同会社ＨＯＰＥ

代表社員　株式会社若武者ケア湘南職務執行者　佐藤　雅樹

第５期決算公告

令和７年８月５日

東京都品川区南品川４－４－４

ＴＳビル４階

一般社団法人クリーンライフ協会

会長　髙木　健志

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,378
	合計	**4,378**
負味債財及産びの正部	流動負債	—
	負債合計	—
	一般正味財産	4,378
	正味財産合計	**4,378**
	合計	**4,378**

第12期決算公告

令和７年９月25日

大阪府泉南市信達大苗代1281番地の１

株式会社ＪＫカーゴサービス

代表取締役　豊永　隆生

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	245,385
	固定資産	24,342
	繰延資産	2,272
	合計	**272,000**
負純資産債及のび部	流動負債	111,178
	固定負債	133,652
	株主資本	27,169
	資本金	25,000
	利益剰余金	2,169
	その他利益剰余金	2,169
	（うち当期純利益）	(1,454)
	合計	**272,000**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

大阪府泉南市信達大苗代一二八一番地の一

株式会社ＪＫカーゴサービス

代表取締役　豊永　隆生

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＢｌｕＳｔｅｌｌａ（住所東京都練馬区石神井町二丁目二五番一三号）に対して当社の美容院事業及び不動産事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は、資本金の額を四十六万円減少することにいたしました。これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都練馬区石神井町二丁目三一番一一一二号　株式会社ＤＵＬＣＥ

代表取締役　鴨下　泰明

第20期決算公告

令和７年９月25日

東京都練馬区石神井町二丁目31番11―112号

株式会社ＤＵＬＣＥ

代表取締役　鴨下　泰明

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	1,714,737		流動負債	964,347
固定資産	545,712		固定負債	5,320
			負債合計	**969,667**
			株主資本	1,290,782
			資本金	1,000
			利益剰余金	1,289,782
			その他利益剰余金	1,289,782
			（うち当期純利益）	(1,259,810)
			純資産合計	**1,290,782**
資産合計	**2,260,449**		**負債・純資産合計**	**2,260,449**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

富山市梅沢町二丁目九番一号

（甲）株式会社**廣**貫堂

代表取締役　山崎　誠治

富山市梅沢町二丁目九番一号

（乙）広貫堂Ｈ＆Ｆ株式会社

代表取締役　宇多　雅美

第７期決算公告

令和７年９月25日

富山市梅沢町二丁目９番１号

広貫堂Ｈ＆Ｆ株式会社

代表取締役　宇多　雅美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,861
	資産合計	**4,861**
負純資産の債及び部	流動負債	109,360
	株主資本	△104,498
	資本金	10,000
	利益剰余金	△114,498
	その他利益剰余金	△114,498
	（うち当期純損失）	(7)
	負債・純資産合計	**4,861**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億八千三百十万円（但し、令和七年九月十二日から令和七年十月三十日までの間に募集株式の発行がなされた場合は、当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した額）減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都中央区新川一丁目一五番一一号

小田中ビル

株式会社ロボトラック

代表取締役　羽賀　雄介

第１期決算公告

令和７年９月25日

東京都中央区新川一丁目15番11号小田中ビル

株式会社ロボトラック

代表取締役　羽賀　雄介

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	261,784		流動負債	68,066
固定資産	81,131		株主資本	270,168
繰延資産	209		資本金	200,835
			資本剰余金	170,835
			資本準備金	170,835
			利益剰余金	△101,501
			その他利益剰余金	△101,501
			（うち当期純損失）	(101,501)
			新株予約権	4,890
合計	**343,124**		**合計**	**343,124**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サムフィールド（住所大阪市淀川区塚本三丁目一四番六号レオンハイツ一階）に対して当社の医療、介護、福祉、保健衛生に関わる組織の運営とその支援、各種コンサルティング及び各種マネジメント業務に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、新設分割により新設する株式会社フリーライフ（住所大阪市淀川区塚本三丁目一四番六号レオンハイツ一階）に対して当社の障害福祉事業、障害者支援事業及び障害者向け事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

大阪府羽曳野市羽曳が丘五丁目一六番一三号　株式会社フリーケア

代表取締役　和田　峻介

第８期決算公告

令和７年９月25日

大阪府羽曳野市羽曳が丘五丁目16番13号

株式会社フリーケア

代表取締役　和田　峻介

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	149,334
	固定資産	18,846
	合計	**168,181**
負純資産の債及び部	流動負債	60,338
	固定負債	46,902
	株主資本	60,940
	資本金	3,000
	利益剰余金	57,940
	その他利益剰余金	57,940
	（うち当期純利益）	(67,220)
	合計	**168,181**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社島津組（住所鳥取県米子市観音寺新町三丁目四番二九号）に対して当社の建設の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年九月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十五日

鳥取県米子市観音寺新町三丁目四番二九号
株式会社島津組
代表取締役　島津　志朗

第38期決算公告

令和７年９月25日
鳥取県米子市観音寺新町三丁目４番29号
株式会社島津組
代表取締役　島津　志朗

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,178,602,002
	固定資産	595,502,898
	資産合計	1,774,104,900
負純資産債及のび部	流動負債	682,920,232
	固定負債	820,061,000
	株主資本	271,123,668
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	265,123,668
	利益準備金	4,161,000
	その他利益剰余金	260,962,668
	（うち当期純利益）	(9,620,782)
	自己株式	△14,000,000
	負債・純資産合計	1,774,104,900

第68期決算公告

令和７年９月25日
山形県天童市清池東二丁目３番１号
日新製薬株式会社
代表取締役　川俣　知己

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,248,292
	固定資産	35,427,461
	合計	68,675,754
負純資産債及のび部	流動負債	18,760,621
	固定負債	18,336,691
	株主資本	31,557,782
	資本金	100,000
	利益剰余金	31,457,782
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	31,432,782
	（うち当期純利益）	(2,238,980)
	評価・換算差額等	20,659
	合計	68,675,754

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都千代田区内神田二丁目一二番六号
（甲）山光油業株式会社
代表取締役　鈴木　敦
東京都千代田区内神田二丁目一二番六号
（乙）協和油化株式会社
代表取締役　鈴木　敦

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	746,538
	固定資産	393,514
	繰延資産	182
	合計	1,140,235
負純資産債及のび部	流動負債	264,904
	固定負債	752,707
	退職給付引当金	15,500
	年金基金清算損失引当金	1,180
	株主資本	122,623
	資本金	22,500
	利益剰余金	100,123
	利益準備金	5,625
	その他利益剰余金	94,498
	（うち当期純利益）	(1,127)
	合計	1,140,235

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,062
	固定資産	38,081
	合計	138,143
負純資産債及のび部	流動負債	46,468
	固定負債	62,808
	退職給付引当金	3,500
	株主資本	28,866
	資本金	10,000
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	18,366
	その他利益剰余金	18,366
	（うち当期純損失）	(3,150)
	合計	138,143

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む駒形プロジェクトおよび神山町プロジェクトに関して有する権利義務の全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は令和七年八月二十七日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年一月七日に終了しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都板橋区大谷口二丁目三六番一〇号
（甲）株式会社KARENS
代表取締役　坂田　守彦
東京都板橋区大谷口二丁目三六番一〇号
（乙）株式会社GT REAL ESTATE
代表取締役　坂田　守彦

第1期決算公告

令和７年９月25日
東京都板橋区大谷口二丁目36番10号
株式会社ＫＡＲＥＮＳ
代表取締役　坂田　守彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,000
	固定資産	0
	資産合計	100,000
負純資産債及のび部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	100,000
	資本金	100,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	100,000

第14期決算公告

令和７年９月25日
東京都板橋区大谷口二丁目36番10号
株式会社ＧＴ ＲＥＡＬ ＥＳＴＡＴＥ
代表取締役　坂田　守彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,356,108,868
	固定資産	551,917,431
	資産合計	1,908,026,299
負純資産債及のび部	流動負債	1,630,472,747
	固定負債	0
	株主資本	277,553,552
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	276,553,552
	その他利益剰余金	276,553,552
	（うち当期純損失）	(30,447,380)
	負債・純資産合計	1,908,026,299

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目六番一〇号
（甲）株式会社アベカンパニー
代表取締役　阿部　元信
東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目六番一〇号
（乙）株式会社スタンド・バイ・ミー
代表取締役　阿部　信雄

第31期決算公告

令和７年９月25日
東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目６番10号
株式会社アベカンパニー
代表取締役　阿部　元信

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	493,201
	固定資産	648,430
	繰延資産	1,337
	合計	1,142,969
負純資産債及のび部	流動負債	69,695
	固定負債	14,138
	株主資本	1,059,136
	資本金	10,000
	資本剰余金	271,736
	その他資本剰余金	271,736
	利益剰余金	777,399
	その他利益剰余金	777,399
	（うち当期純利益）	(147,642)
	合計	1,142,969

第67期決算公告

令和７年９月25日
東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目６番10号
株式会社スタンド・バイ・ミー
代表取締役　阿部　信雄

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,169
	固定資産	20,787
	合計	49,956
負純資産債及のび部	流動負債	7,286
	株主資本	42,670
	資本金	6,000
	利益剰余金	36,670
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	34,670
	（うち当期純利益）	(4,870)
	合計	49,956

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都杉並区久我山三丁目四三番一三号
（甲）株式会社ワンダーランド
代表取締役　小林　利男

東京都杉並区久我山三丁目四三番一三号
（乙）エーティーコリンズ株式会社
代表取締役　小林　遍

第９期決算公告

令和７年９月25日

東京都杉並区久我山三丁目43番13号
エーティーコリンズ株式会社
代表取締役　小林　遍

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	449,986
	固定資産	4,378,638
	資産合計	4,828,624
負純資産債及の部び	流動負債	10,148,894
	固定負債	7,786,137
	株主資本	△13,106,407
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△14,106,407
	その他利益剰余金	△14,106,407
	（うち当期純損失）	（51,171）
	負債・純資産合計	4,828,624

第20期決算公告

令和７年９月25日

東京都杉並区久我山三丁目43番13号
株式会社ワンダーランド
代表取締役　小林　利男

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,161,574
	固定資産	9,159,886
	資産合計	22,321,460
負純資産債及の部び	流動負債	37,325,589
	固定負債	2,864,642
	株主資本	△17,868,771
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△27,868,771
	その他利益剰余金	△27,868,771
	（うち当期純損失）	（32,326,050）
	負債・純資産合計	22,321,460

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都世田谷区祖師谷一丁目二六番三号藤和祖師谷ホームズ三〇一
（甲）株式会社オフィスｍＲｏ
代表取締役　村尾　信尚

東京都世田谷区成城五丁目二五番一九号ガーデンコート成城ＵＮＩＴＥＤＣＵＢＥＳ一〇二
（乙）株式会社ｍｕｒａｏ
代表取締役　村尾信太郎

決算公告

令和７年９月25日

東京都世田谷区成城五丁目25番19号ガーデンコート成城ＵＮＩＴＥＤＣＵＢＥＳ102
株式会社ｍｕｒａｏ
代表取締役　村尾信太郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	69,637
	固定資産	2,478
	資産合計	72,115
負純資産債及の部び	流動負債	10,040
	固定負債	84,518
	株主資本	△22,442
	資本金	5,000
	利益剰余金	△27,442
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	△27,842
	（うち当期純損失）	（23,367）
	負債・純資産合計	72,115

決算公告

令和７年９月25日

東京都世田谷区祖師谷一丁目26番３号藤和祖師谷ホームズ301
株式会社オフィスｍＲｏ
代表取締役　村尾　信尚

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	50,384
	固定資産	180,495
	資産合計	230,879
負純資産債及の部び	流動負債	16,710
	株主資本	214,169
	資本金	3,000
	利益剰余金	211,169
	その他利益剰余金	211,169
	（うち当期純利益）	（2,222）
	負債・純資産合計	230,879

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

千葉県南房総市和田町花園八九八番地
（甲）有限会社房植
（商号変更後の商号）株式会社房植
代表取締役　大溝　長雄

千葉県南房総市和田町花園八九八番地
（乙）株式会社花いちご
代表取締役　大溝　長雄

第10期決算公告

令和７年９月25日

千葉県南房総市和田町花園898番地
株式会社花いちご
代表取締役　大溝　長雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,149
	固定資産	128,964
	繰延資産	1,522
	資産合計	138,637
負純資産債及の部び	流動負債	55,264
	固定負債	113,071
	株主資本	△29,698
	資本金	3,000
	利益剰余金	△32,698
	その他利益剰余金	△32,698
	（うち当期純利益）	（719）
	負債・純資産合計	138,637

第38期決算公告

令和７年９月25日

千葉県南房総市和田町花園898番地
有限会社房植
代表取締役　大溝　長雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	123,856
	固定資産	112,866
	資産合計	236,722
負純資産債及の部び	流動負債	93,556
	固定負債	64,214
	株主資本	78,951
	資本金	5,000
	利益剰余金	73,951
	その他利益剰余金	73,951
	（うち当期純利益）	（1,047）
	負債・純資産合計	236,722

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都港区赤坂三丁目二一番四号新日本ビルディング赤坂三階
（甲）東京商事株式会社
代表取締役　矢口　慶一

東京都港区赤坂三―二一―四新日本ビルディング赤坂三Ｆ
（乙）株式会社トライスタージャパン
代表取締役　矢口　慶一

第28期決算公告

令和７年９月25日

東京都港区赤坂３―21―４
新日本ビルディング赤坂３Ｆ
株式会社トライスタージャパン
代表取締役　矢口　慶一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,215
	固定資産	58,060
	合計	60,275
負純資産債及の部び	流動負債	33,489
	固定負債	31,373
	株主資本	△ 4,587
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 7,587
	その他利益剰余金	△ 7,587
	（うち当期純損失）	（1,025）
	合計	60,275

第64期決算公告

令和７年９月25日

東京都港区赤坂三丁目21番４号
新日本ビルディング赤坂３階
東京商事株式会社
代表取締役　矢口　慶一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	57,239
	固定資産	59,101
	合計	116,340
負純資産債及の部び	流動負債	107,363
	固定負債	2,500
	株主資本	6,477
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 33,523
	利益準備金	525
	その他利益剰余金	△ 34,048
	（うち当期純利益）	（2,934）
	合計	116,340

第 36 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原2490番地の113
フジコーホーム株式会社
代表取締役　藤塚　茂郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	166,111
	固定資産	141,853
	合計	307,964
負純資産債及のび部	流動負債	316,560
	固定負債	222,676
	株主資本	△ 231,272
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 261,272
	その他利益剰余金	△ 261,272
	（うち当期純損失）	(18,140)
	合計	307,964

第 66 期決算公告

令和７年９月25日
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原2490番地の113
株式会社藤塚工務店
代表取締役　藤塚　茂郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	902,106
	固定資産	178,925
	合計	1,081,031
負純資産債及のび部	流動負債	641,183
	固定負債	121,163
	株主資本	318,685
	資本金	30,000
	利益剰余金	288,685
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	278,685
	（うち当期純利益）	(45,471)
	合計	1,081,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十一日にて終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原二四九〇番地の一一三
（甲）株式会社藤塚工務店
代表取締役　藤塚　茂郎
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原二四九〇番地の一一三
（乙）フジコーホーム株式会社
代表取締役　藤塚　茂郎

第 12 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
愛知県豊田市竹生町三丁目53番地
株式会社エム商店
代表取締役　都筑　博雄

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	48,459
	固定資産	935,259
	合計	983,719
負純資産債及のび部	流動負債	6,698
	固定負債	110,978
	株主資本	866,042
	資本金	500
	利益剰余金	865,542
	その他利益剰余金	865,542
	（うち当期純利益）	(△48,925)
	合計	983,719

第 38 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
大阪市中央区南船場四丁目12番８号
株式会社ツヅキ
代表取締役　都筑　博雄

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,912
	固定資産	9,302,817
	繰延資産	19,623
	合計	9,437,353
負純資産債及のび部	流動負債	2,437,872
	固定負債	5,638,236
	株主資本	1,361,245
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,351,245
	その他利益剰余金	1,351,245
	（うち当期純利益）	(△211,372)
	合計	9,437,353

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日
大阪市中央区南船場四丁目一二番八号
（甲）株式会社ツヅキ
代表取締役　都筑　博雄
愛知県豊田市竹生町三丁目五三番地
（乙）株式会社エム商店
代表取締役　都筑　博雄

第 5 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
大阪市生野区巽中二丁目15番22号１階
株式会社アミスタ
代表取締役　札元　克典

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	113,880
	固定資産	529,630
	合計	643,510
負純資産債及のび部	流動負債	3,180
	固定負債	597,645
	株主資本	42,685
	資本金	1,000
	利益剰余金	41,685
	その他利益剰余金	41,685
	（うち当期純利益）	(23,351)
	合計	643,510

第６期決算公告

令和７年９月25日
大阪府吹田市豊津町16番20号
石丸ビル502号室
クラシオン株式会社
代表取締役　札元　克典

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,730
	固定資産	870,354
	合計	892,084
負純資産債及のび部	流動負債	297
	固定負債	685,562
	株主資本	206,225
	資本金	1,000
	資本剰余金	180,096
	その他資本剰余金	180,096
	利益剰余金	25,128
	その他利益剰余金	25,128
	（うち当期純利益）	(7,613)
	合計	892,084

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日
大阪府吹田市豊津町一六番二〇号石丸ビル五〇二号室
（甲）クラシオン株式会社
代表取締役　札元　克典
大阪市生野区巽中二丁目一五番二二号一階
（乙）株式会社アミスタ
代表取締役　札元　克典

第 37 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
愛媛県四国中央市妻鳥町1972番地２
株式会社ウイング
代表取締役　三木　宏忠

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,713
	固定資産	2,074
	合計	5,788
負純資産債及のび部	流動負債	313
	株主資本	5,474
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,525
	利益準備金	123
	その他利益剰余金	△4,648
	（うち当期純損失）	(876)
	合計	5,788

第 57 期決算公告

令和７年９月25日
愛媛県四国中央市川滝町下山2326番地の５
カナエ紙工株式会社
代表取締役　三木　史郎

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	699,915
	固定資産	766,350
	繰延資産	802
	合計	1,467,068
負純資産債及のび部	流動負債	300,041
	固定負債	369,240
	株主資本	797,786
	資本金	16,000
	利益剰余金	781,786
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	777,786
	（うち当期純利益）	(17,132)
	合計	1,467,068

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日
愛媛県四国中央市川滝町下山二三二六番地の五
（甲）カナエ紙工株式会社
代表取締役　三木　史郎
愛媛県四国中央市妻鳥町一九七二番地二
（乙）株式会社ウイング
代表取締役　三木　宏忠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

愛媛県今治市常盤町四丁目五番地四
（甲）株式会社蓮海
代表取締役　榎　祐輔

愛媛県今治市南宝来町一丁目八番地一
（乙）株式会社ＫＡＩＴ
代表取締役　榎　祐輔

第３期決算公告

令和７年９月25日

愛媛県今治市南宝来町１丁目８番地18
株式会社ＫＡＩＴ
代表取締役　榎　祐輔

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,195
	合計	8,195
負純資産債及の部	株主資本	8,195
	資本金	3,000
	利益剰余金	5,195
	その他利益剰余金	5,195
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	8,195

第９期決算公告

令和７年９月25日

愛媛県今治市常盤町４丁目５番地４
株式会社蓮海
代表取締役　榎　祐輔

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,495
	固定資産	27,150
	合計	28,645
負純資産債及の部	流動負債	1,986
	固定負債	22,150
	株主資本	4,509
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,509
	その他利益剰余金	1,509
	（うち当期純利益）	(206)
	合計	28,645

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億三千六百万円、資本準備金の額を十二億三千六百万円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

鹿児島市谷山中央一丁目四三八九番地
株式会社ビースマイルプロジェクト
代表取締役　上村　昌志

第10期決算公告

令和７年９月25日　　鹿児島市谷山中央一丁目4389番地
株式会社ビースマイルプロジェクト
代表取締役　上村　昌志

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	398	流動負債	854
固定資産	1,340	（うち賞与引当金）	(12)
		固定負債	779
		（うち退職給付引当金）	(40)
		（うち役員退職慰労引当金）	(3)
		株主資本	105
		資本金	1,266
		資本剰余金	1,236
		資本準備金	1,236
		利益剰余金	△2,396
		その他利益剰余金	△2,396
資産合計	1,739	負債・純資産合計	1,739

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,449
売上原価	1,274
売上総利益	2,174
販売費及び一般管理費	2,191
営業損失	16
営業外収益	14
営業外費用	15
経常損失	17
特別損失	157
税引前当期純損失	175
法人税、住民税及び事業税	11
法人税等調整額	△1
当期純損失	185

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

仙台市泉区南光台南一丁目一番五号
（甲）株式会社関兵
代表取締役　関　和治

仙台市泉区南光台南一丁目一番五号
（乙）時空化学株式会社
代表取締役　関　和治

第23期決算公告

令和７年９月25日

仙台市泉区南光台南一丁目１番５号
時空化学株式会社
代表取締役　関　和治

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	413
	固定資産	36,726
	繰延資産	4,000
	合計	41,139
負純資産債及の部	流動負債	351
	固定負債	50,728
	株主資本	△9,939
	資本金	50,000
	利益剰余金	△59,939
	その他利益剰余金	△59,939
	（うち当期純損失）	(1,518)
	合計	41,139

第54期決算公告

令和７年９月25日

仙台市泉区南光台南一丁目１番５号
株式会社関兵
代表取締役　関　和治

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	179,587
	固定資産	682,075
	合計	861,662
負純資産債及の部	流動負債	21,431
	固定負債	446,791
	株主資本	393,439
	資本金	10,000
	利益剰余金	383,439
	利益準備金	72,000
	その他利益剰余金	311,439
	（うち当期純利益）	(206,133)
	合計	861,662

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

千葉市中央区中央三丁目八番八号
（甲）ＵＳエナジー株式会社
代表取締役　臼井　正人

千葉市美浜区ひび野一丁目八番地
（乙）ロイヤルリース株式会社
代表取締役　臼井　千世

第23期決算公告

令和７年９月25日

千葉市美浜区ひび野一丁目８番地
ロイヤルリース株式会社
代表取締役　臼井　千世

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		1,744	流動負債	2,862
固定資産		25,345	固定負債	19,836
有形固定資産		18,197	株主資本	4,391
無形固定資産		8	資本金	20
投資その他の資産		7,141	利益剰余金	4,371
			利益準備金	5
			その他利益剰余金	4,366
資産合計		27,090	負債・純資産合計	27,090

損益計算書の要旨
（自　令和５年11月１日　至　令和６年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,270
売上原価	3,523
売上総利益	747
販売費及び一般管理費	159
営業利益	589
営業外収益	46
営業外費用	261
経常利益	374
特別利益	366
税引前当期純利益	740
法人税、住民税及び事業税	130
法人税等調整額	75
当期純利益	534

第７期決算公告

令和７年９月25日

東京都江東区大島五丁目28番６号

株式会社マリーンインターナショナル

代表取締役　ダンゴルバルキサン

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,425,855
	資産合計	2,425,855
負純資産の債及び部	流動負債	70,000
	株主資本	2,355,855
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△7,644,145
	その他利益剰余金	△7,644,145
	（うち当期純利益）	(940,632)
	負債・純資産合計	2,425,855

第16期決算公告

令和７年９月25日

東京都豊島区北大塚二丁目16番９号

株式会社マリーンインターナショナル

代表取締役　ダンゴル・バル・キサン

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	223,521,735
	固定資産	43,373,212
	資産合計	266,894,947
負純資産の債及び部	流動負債	188,365,517
	固定負債	28,805,000
	株主資本	49,724,430
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	39,724,430
	その他利益剰余金	39,724,430
	（うち当期純利益）	(9,351,876)
	負債・純資産合計	266,894,947

合併公告

左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都豊島区北大塚二丁目一六番九号

（甲）株式会社マリーンインターナショナル

代表取締役　ダンゴル・バル・キサン

東京都江東区大島五丁目二八番六号

（乙）株式会社マリーンインターナショナル

代表取締役　ダンゴルバルキサン

第38期決算公告

令和７年９月25日

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目14番22号

株式会社エムアンドエヌ

代表取締役　松本　仁志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	270,569
	固定資産	1,468,944
	合計	1,739,513
負純資産の債及び部	流動負債	142,176
	固定負債	646,898
	株主資本	950,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	940,437
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	937,937
	（うち当期純利益）	(86,453)
	合計	1,739,513

第４期決算公告

令和７年９月25日

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目14番22号

株式会社パパスホールディングス

代表取締役　松本　仁志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,921
	固定資産	1,806,767
	合計	1,980,688
負純資産の債及び部	流動負債	313,952
	固定負債	718,952
	株主資本	947,784
	資本金	8,000
	資本剰余金	4,430
	その他資本剰余金	4,430
	利益剰余金	935,354
	その他利益剰余金	935,354
	（うち当期純利益）	(146,358)
	合計	1,980,688

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸管理事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目一四番二二号

（甲）株式会社パパスホールディングス

代表取締役　松本　仁志

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目一四番二二号

（乙）株式会社エムアンドエヌ

代表取締役　松本　仁志

第５期決算公告

令和７年９月25日

神奈川県横浜市緑区中山一丁目９番２号和知ビル２Ｆ

株式会社カストル

代表取締役　佐藤　雅樹

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,987
	固定資産	6,842
	合計	35,829
負純資産の債及び部	流動負債	10,901
	固定負債	28,079
	株主資本	△3,151
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,151
	その他利益剰余金	△4,151
	（うち当期純損失）	(10,383)
	合計	35,829

第12期決算公告

令和７年９月25日

神奈川県横浜市緑区中山一丁目９番２号和知ビル２Ｆ

株式会社若武者ケア横浜北部

代表取締役　佐藤　雅樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	88,163
	固定資産	111,195
	合計	199,359
負純資産の債及び部	流動負債	137,533
	固定負債	68,000
	株主資本	△6,174
	資本金	50,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△96,174
	その他利益剰余金	△96,174
	（うち当期純利益）	(5,641)
	合計	199,359

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

神奈川県横浜市緑区中山一丁目九番二号和知ビル二Ｆ

（甲）株式会社若武者ケア横浜北部

代表取締役　佐藤　雅樹

神奈川県横浜市緑区中山一丁目九番二号和知ビル二Ｆ

（乙）株式会社カストル

代表取締役　佐藤　雅樹

決算公告

令和７年９月25日

島根県大田市大田町大田イ380－１

株式会社ＡＲＡＴＡ

代表取締役　森　由美子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,494
	固定資産	33,306
	合計	39,800
負純資産の債及び部	流動負債	5,050
	固定負債	36,615
	株主資本	△1,864
	資本金	1,000
	利益剰余金	△2,864
	その他利益剰余金	△2,864
	（うち当期純利益）	(1,525)
	合計	39,800

決算公告

令和７年９月25日

鳥取県米子市新開七丁目11－17

有限会社静間

代表取締役　森　由美子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,720
	固定資産	78,144
	繰延資産	107
	合計	100,972
負純資産の債及び部	流動負債	14,924
	固定負債	122,720
	株主資本	△36,672
	資本金	5,000
	利益剰余金	△41,672
	その他利益剰余金	△41,672
	（うち当期純利益）	(6,209)
	合計	100,972

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

鳥取県米子市新開七丁目一一－一七

（甲）有限会社静間

代表取締役　森　由美子

島根県大田市大田町大田イ三八〇－一

（乙）株式会社ＡＲＡＴＡ

代表取締役　森　由美子

第22期決算公告

令和７年９月25日

大阪市淀川区宮原一丁目１番１号
新大阪阪急ビル３階

株式会社エクスト

代表取締役　高畑　欽哉

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,836
	固定資産	33,785
	合計	44,622
負債及び純資産の部	流動負債	4,240
	固定負債	21,296
	株主資本	19,085
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,085
	その他利益剰余金	9,085
	（うち当期純利益）	(1,509)
	合計	44,622

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十五日

大阪市淀川区宮原一丁目一番一号新大阪阪急ビル三階

（甲）株式会社エクスト

代表取締役　高畑　欽哉

大阪府堺市西区北条町一丁八番一〇号

（乙）有限会社タカハタデンキ

代表取締役　高畑　欽哉

第43期決算公告

令和７年８月27日

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1003番地

株式会社レルヒ

代表取締役　高村　秀夫

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	222,312
	固定資産	95,117
	資産合計	317,429
負債及び純資産の部	流動負債	164,249
	固定負債	7,045
	株主資本	146,135
	資本金	12,000
	利益剰余金	134,135
	その他利益剰余金	134,135
	（うち当期純利益）	(14,304)
	負債・純資産合計	317,429

第11期決算公告

令和７年９月25日

石川県金沢市百坂町ニ10番地１

株式会社本庄組

代表取締役　本庄　亮

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,681
	固定資産	5,911
	合計	9,592
負債及び純資産の部	流動負債	266
	固定負債	11,975
	株主資本	△ 2,649
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 17,649
	その他利益剰余金	△ 17,649
	（うち当期純利益）	(502)
	合計	9,592

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

石川県金沢市百坂町ニ一〇番地一

株式会社本庄組

代表取締役　本庄　亮

第９期決算公告

2025年８月27日

札幌市中央区北５条西２丁目５番地
ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ16Ｆ

株式会社ＲＯＯＴ　ＬＩＮＫ

代表取締役　伊藤　哲司

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,615
	固定資産	12,285
	合計	73,900
負債及び純資産の部	流動負債	43,887
	株主資本	30,013
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,013
	その他利益剰余金	20,013
	（うち当期純利益）	(10,920)
	合計	73,900

第43期決算公告

令和７年９月25日

東京都港区北青山二丁目５番８号

フレックス株式会社

代表取締役　藤崎　孝行

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,005,679
	固定資産	7,597,260
	合計	29,602,940
負債及び純資産の部	流動負債	18,479,956
	固定負債	613,400
	株主資本	10,509,582
	資本金	95,000
	利益剰余金	10,414,582
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	10,390,832
	（うち当期純利益）	(1,913,057)
	合計	29,602,940

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都港区北青山二丁目五番八号

（甲）フレックス株式会社

代表取締役　藤崎　孝行

東京都港区北青山二丁目五番八号

（乙）株式会社Ｍｏｖｉｎｇ Ｉｎｎ

代表取締役　渡邉　桂志

東京都渋谷区恵比寿西一丁目三三番六号

（丙）ＦＬＹ株式会社

代表取締役　木村　隆司

第15期決算公告

令和７年９月25日

東京都中央区銀座七丁目10番16号

株式会社ＭＣＡ不動産

代表取締役　本坊　清和

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,990
	固定資産	20,129
	資産合計	22,120
負債及び純資産の部	流動負債	16,482
	固定負債	739
	退職給付引当金	9
	役員退職慰労引当金	29
	修繕引当金	430
	その他	269
	負債合計	17,222
	株主資本	4,829
	資本金	10
	資本剰余金	357
	資本準備金	2
	その他資本剰余金	355
	利益剰余金	4,462
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	4,462
	（うち当期純利益）	(644)
	評価・換算差額等	68
	その他有価証券評価差額金	68
	純資産合計	4,897
	負債・純資産合計	22,120

第６期決算公告

令和７年９月25日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番６号

ＦＬＹ株式会社

代表取締役　木村　隆司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,834
	固定資産	33,275
	合計	41,110
負債及び純資産の部	流動負債	15,656
	固定負債	20,615
	株主資本	4,838
	資本金	46,800
	資本剰余金	46,500
	資本準備金	46,500
	利益剰余金	△88,463
	その他利益剰余金	△88,463
	（うち当期純利益）	(△29,773)
	合計	41,110

第７期決算公告

令和７年９月25日

東京都港区北青山二丁目５番８号

株式会社Ｍｏｖｉｎｇ　Ｉｎｎ

代表取締役　渡邉　桂志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,530
	固定資産	18,439
	合計	41,970
負債及び純資産の部	流動負債	321,721
	株主資本	△279,751
	資本金	90,000
	利益剰余金	△369,751
	その他利益剰余金	△369,751
	（うち当期純利益）	(△93,034)
	合計	41,970

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年九月二十五日

広島県呉市中央一丁目四番二四号（リベラビル）

（甲）リベラグループ株式会社

代表取締役　山本　訓史

広島県呉市音戸町田原三丁目一五番一〇号

（乙）山本倶楽部株式会社

代表取締役　濱田　章裕

甲の貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,776,003
	固定資産	15,598,859
	繰延資産	886
	合計	18,375,749
負純資産の部及び	流動負債	2,369,327
	賞与引当金	154,605
	固定負債	7,681,345
	退職給付引当金	368,041
	株主資本	8,325,077
	資本金	100,000
	資本剰余金	7,689,799
	その他資本剰余金	7,689,799
	利益剰余金	535,278
	その他利益剰余金	535,278
	（うち当期純利益）	(535,278)
	合計	18,375,749

第17期決算公告

令和７年９月25日

広島県呉市音戸町田原三丁目15番10号

山本倶楽部株式会社

代表取締役　濱田　章裕

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	119,860
	固定資産	557,175
	合計	677,035
負債及び純資産の部	流動負債	13,676
	固定負債	1,291,952
	退職給付引当金	891
	負債の部合計	1,305,628
	株主資本	△ 628,592
	資本金	80,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	20,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	△ 758,592
	その他利益剰余金	△ 758,592
	（うち当期純損失）	(105,383)
	純資産の部合計	△ 628,592
	合計	677,035

第42期決算公告

令和７年９月25日

大阪市淀川区宮原三丁目５番36号

株式会社フロンティア

代表取締役社長　重森　裕之

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,495
	固定資産	14,963
	有形固定資産	7,108
	無形固定資産	643
	投資その他の資産	7,211
	資産合計	33,459
負債及び純資産の部	流動負債	11,253
	（うち賞与引当金）	(466)
	固定負債	302
	（うち役員退職慰労引当金）	(73)
	（うち退職給付引当金）	(30)
	負債合計	11,555
	株主資本	21,903
	資本金	100
	資本剰余金	3,929
	資本準備金	3,929
	利益剰余金	17,874
	利益準備金	105
	その他利益剰余金	17,769
	（うち当期純利益）	(2,354)
	純資産合計	21,903
	負債・純資産合計	33,459

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）（丙）下記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都品川区上大崎三丁目一一番一二号

（甲）株式会社ＤＯＡ

代表取締役　内海　武

東京都渋谷区道玄坂二丁目一九番一一号

ファブリック渋谷三階

（乙）株式会社Ｑｕｅｅｎ，ｓ　Ｔｏｗｎ

代表取締役　堀　賢太郎

東京都渋谷区道玄坂二丁目一九番一一号

ファブリック渋谷三階

（丙）株式会社ＣｒｏｓｓＯｖｅｒ

代表取締役　堀　賢太郎

第４期決算公告

令和７年９月25日

東京都渋谷区道玄坂二丁目19番11号

ファブリック渋谷３階

株式会社Ｑｕｅｅｎ’ｓ　Ｔｏｗｎ

代表取締役　堀　賢太郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	13,061
	固定資産	13,464
	資産合計	26,526
負純資産の部及び	流動負債	32,571
	株主資本	△6,045
	資本金	1,000
	利益剰余金	△7,045
	その他利益剰余金	△7,045
	（うち当期純利益）	(3,224)
	負債・純資産合計	26,526

第４期決算公告

令和７年９月25日

東京都渋谷区道玄坂二丁目19番11号

ファブリック渋谷３階

株式会社ＣｒｏｓｓＯｖｅｒ

代表取締役　堀　賢太郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	75,954
	固定資産	50,343
	繰延資産	6,081
	資産合計	132,378
負純資産の部及び	流動負債	22,939
	固定負債	102,144
	株主資本	7,294
	資本金	6,000
	利益剰余金	1,294
	その他利益剰余金	1,294
	（うち当期純利益）	(2,541)
	負債・純資産合計	132,378

第37期決算公告　2025年８月27日

札幌市中央区北８条西12丁目28番地

豊栄建設株式会社

代表取締役　浦田　和洋

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,418,137
	固定資産	804,871
	合計	4,223,008
負債及び純資産の部	流動負債	2,872,454
	（完成工事補償引当金）	(75,739)
	固定負債	315,911
	（退職給付引当金）	(23,584)
	負債合計	3,188,366
	株主資本	1,034,641
	資本金	100,000
	資本剰余金	415,000
	資本準備金	382,500
	その他資本剰余金	32,500
	利益剰余金	519,641
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	494,641
	（うち当期純損失）	(54,788)
	純資産合計	1,034,641
	合計	4,223,008

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十五日

東京都武蔵村山市三ツ藤三丁目二一番地の一七
（甲）株式会社藤原機工
代表取締役　藤原　秀治

東京都武蔵村山市三ツ藤三丁目二一番地の一七
（乙）株式会社プロダクト
代表取締役　藤原　秀治

第９期決算公告

令和７年９月25日
東京都武蔵村山市三ツ藤三丁目21番地の17
株式会社プロダクト
代表取締役　藤原　秀治

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	653
	固定資産	1,234
	合計	1,887
負純資産の債及び部	流動負債	7,237
	固定負債	7,443
	株主資本	△ 12,793
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 13,793
	その他利益剰余金	△ 13,793
	（うち当期純損失）	(2,252)
	合計	1,887

第17期決算公告

令和７年９月25日
東京都武蔵村山市三ツ藤三丁目21番地の17
株式会社藤原機工
代表取締役　藤原　秀治

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	60,519
	固定資産	39,432
	合計	99,950
負純資産の債及び部	流動負債	30,246
	固定負債	50,616
	株主資本	19,088
	資本金	17,000
	利益剰余金	2,088
	その他利益剰余金	2,088
	（うち当期純利益）	(16,373)
	合計	99,950

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙六の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙六は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://weeds-publicnotice.com
（乙一）計算書類の公告義務はありません。
（乙二）下記のとおりです。
（乙三）下記のとおりです。
（乙四）下記のとおりです。
（乙五）下記のとおりです。
（乙六）下記のとおりです。

令和七年九月二十五日

大阪府茨木市西駅前町一三番二五号
（甲）株式会社ウィーズ
代表取締役　塩月　清和

広島県呉市阿賀中央四丁目五番二三号
（乙一）有限会社オキヨシ
代表取締役　沖吉　武司

広島県呉市阿賀中央四丁目五番二三号
（乙二）葦陽薬品株式会社
代表取締役　藤井　寛

札幌市北区北二十七条西三丁目三番二七号ＭＳ二七三・三Ｆ
（乙三）株式会社みのり薬局
代表取締役　杉森　敬

鳥取県米子市両三柳三二八八番地五
（乙四）株式会社みどり薬局
代表取締役　田中　宏幸

横浜市港北区新横浜二丁目五番一〇号楓第二ビル五階Ｂ室
（乙五）株式会社シフト
代表取締役　芦田　達也

和歌山県海南市下津町小南一二六―四
（乙六）株式会社日本精膏社
代表取締役　芦田　達也

第28期決算公告

令和７年９月25日
鳥取県米子市両三柳3288番地５
株式会社みどり薬局
代表取締役　田中　宏幸

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,418
	固定資産	21,510
	合計	132,929
負純資産の債及び部	流動負債	49,894
	固定負債	10,060
	株主資本	72,974
	資本金	3,000
	利益剰余金	69,974
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	63,974
	（うち当期純利益）	(20,188)
	合計	132,929

第４期決算公告

令和７年９月25日
札幌市北区北二十七条西三丁目３番27号ＭＳ273・３Ｆ
株式会社みのり薬局
代表取締役　杉森　敬

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,087
	固定資産	2,205
	合計	18,293
負純資産の債及び部	流動負債	8,175
	固定負債	12,000
	株主資本	△1,882
	資本金	100
	利益剰余金	△1,982
	その他利益剰余金	△1,982
	（うち当期純損失）	(2,509)
	合計	18,293

第45期決算公告

令和７年９月25日
広島県呉市阿賀中央四丁目５番23号
葦陽薬品株式会社
代表取締役　藤井　寛

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	564,151
	固定資産	21,443
	繰延資産	140
	合計	585,736
負純資産の債及び部	流動負債	157,631
	固定負債	38,296
	株主資本	389,808
	資本金	10,000
	利益剰余金	379,808
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	374,808
	（うち当期純利益）	(120,301)
	合計	585,736

第62期決算公告

令和７年９月25日
和歌山県海南市下津町小南126―４
株式会社日本精膏社
代表取締役　芦田　達也

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		62,529	流動負債	13,108
固定資産		38,137	固定負債	14,507
			株主資本	73,050
			資本金	10,000
			利益剰余金	63,050
			その他利益剰余金	63,050
			（うち当期純利益）	(3,736)
合計		100,666	合計	100,666

第31期決算公告

令和７年９月25日
横浜市港北区新横浜二丁目５番10号楓第２ビル５階Ｂ室
株式会社シフト
代表取締役　芦田　達也

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		373,675	流動負債	420,269
固定資産		261,336	固定負債	191,268
			株主資本	23,474
			資本金	42,000
			利益剰余金	△18,525
			利益準備金	3,150
			その他利益剰余金	△21,675
			（うち当期純利益）	(9,259)
合計		635,012	合計	635,012